

資料編

資料1 循環型社会形成のための目標（北海道循環型社会形成推進基本計画）

区 分		基準年度 (H14)	目 標 (H31)	現 状 (H24)
(1)物質フロー指標				
循環利用率		約12%	16%	14.5%
最終処分量		275万 t	86万t以下	112万 t
(2)取組指標				
①環境に配慮した取組の推進				
道 民	ごみ減量化、再利用・再利用のための具体的行動	意識度：79.9% 実践度：15.6%	意識度：95%以上 実践度：60～80%以上	意識度：94.9%(H26) 実践度：35.5～78.8% (H26)
事業者	環境管理システムの認証取得事業所数	297件	780件(H29)	592件(H27)
市町村	H19～H26 組織的なグリーン購入の実施市町村 ※H26～H31 グリーン購入の全庁的实施市町村	約27%(H16)	全市町村	179市町村(100%) ※145市町村(H26)
②廃棄物の適正処理の推進				
排出量	一般廃棄物	283万t	180万t以下	196万 (H26)
	一般廃棄物1人1日 当たり排出量	1,306g/人・日	940g/人・日以下	990g/人・日(H26)
	産業廃棄物	4,106万 t	3,900万 t 以下	3,757万 t (H25)
リサイクル率 再生利用率	一般廃棄物	11.9%	30%以上	24.6%(H26)
	産業廃棄物	51.0%	57%以上	55.9%
最終処分量	一般廃棄物	121万 t	29万 t 以下	36万 t
	産業廃棄物	154万 t	57万 t 以下	75万 t (H25)
③バイオマスの利活用の推進				
廃棄物系バイオマス利利用率（発生量ベース）		約80%	炭素換算で90%以上	88.4% (H25)
未利用バイオマス利利用率（発生量ベース）		約40%	炭素換算で70%以上	63.2% (H25)
バイオマス活用推進計画等策定市町村数 (H19～H25バイオマスタウン構想策定数)		—	50市町村	45市町村(H27)
④リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興				
廃棄物の適正処理の推進に関する目標（再掲）				
排出量	一般廃棄物	283万 t	180万t以下	196万 t (H26)
	産業廃棄物	4,106万 t	3,900万 t 以下	3,757万 t (H25)
リサイクル率 再生利用率	一般廃棄物	11.9%	30%以上	24.6%(H26)
	産業廃棄物	51.0%	57%以上	55.9%
認定リサイクル製品数		—	220製品以上	142製品(H27)
(3)補助指標※				
資源生産性（道内総生産/天然資源等投入量）		—	—	13.3万円/t
出口（排出）側の循環利用率		—	—	55.8%
3Rの認知度		—	—	聞いたことがあり ①内容もよく知っている 11.0%(H26) ②内容もある程度知っている 27.8%(H26)
レジ袋辞退率		—	—	スーパーマーケット：75.8% コンビニエンスストア： 55.2%(H26)
道におけるグリーン購入調達率		—	—	92.1%(H26)
市町村における資源ごみの分別回収状況		—	—	右表のとおり
使用済小型電子機器等の回収市町村数		—	—	149市町(83.2%)(H28.4)
使用済小型電子機器等の回収実施人口割合		—	—	97.5%(H28.4)
一般廃棄物焼却施設における発電施設数		—	—	16施設
一般廃棄物焼却施設における発電設備容量		—	—	70MW
一般廃棄物焼却施設における総発電量		—	—	273GWh/年
一般廃棄物焼却施設における熱利用施設数		—	—	33施設
一般廃棄物焼却施設における総熱利用量		—	—	2,025TJ
産業廃棄物処理業者の優良認定業者数		—	—	37者(H26)
バイオガスプラント施設数		—	—	99施設(H28.3)
産業廃棄物処理業者（処分業）数		—	—	産廃：865者 特管：48者 (H25)

※ 補助指標：計画の進行管理や施策の進捗状況の参考とするため、指標に関する「補助指標」を設定し、その推移を把握することとしています。

補助指標 市町村における資源ごみの分別回収状況

区 分	資源ごみ分別回収実施市町村数			
	H24	H25	H26	
容器包装リサイクル法対象	スチール缶	171	172	162
	アルミ缶	171	172	162
	ペットボトル	173	173	166
	ワンウェイびん	166	168	159
	リターナルびん	156	163	147
	段ボール	159	158	149
	紙パック	157	156	152
	その他プラ	142	142	135
	白色トレイ	132	136	121
	その他紙製品	120	123	113
上記対象外	古新聞	150	154	147
	古雑誌	149	153	147
	蛍光管(電球)	114	117	115
	廃乾電池	108	113	110
	発泡スチロール	102	111	111
	生ごみ	85	87	86
	鉄くず	81	91	86
	非鉄くず	58	68	61
	廃食用油	48	55	54
	古着・衣類	51	63	61
	その他	27	34	55

資料2 道及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄件数

年 度		H22	H23	H24	H25	H26
道及び政令市分		14	12	10	12	10
内 訳	札幌市	4	2	2	2	2
	函館市	0	0	0	0	0
	旭川市	0	0	0	0	0
	北海道	10	10	8	10	8
廃棄物内訳	建設系廃棄物	9	6	8	8	7
	廃プラスチック類	3	5	2	1	0
	動物のふん尿	0	0	0	0	0
	動植物性残さ	0	0	0	0	2
	その他	2	1	0	3	1

資料3 生物多様性の保全に係る関連指標（北海道生物多様性保全計画）

No.	指標名称	基準年度等	現状	数値目標等	達成目標年度等
1	◎森林所有者等が生物多様性の保全のために特に森林の整備・保全を行う面積	7万 ha(H25)	7万 ha (H26)	11万 ha	H34
2	◎多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積	56万 ha(H23)	58万 ha(H26)	65万 ha	H34
3	◎北海道らしい里山林*の箇所数	74 箇所(H25)	75 箇所(H26)	100 箇所	H34
4	◎健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数	6 流域(H24)	8 流域(H27)	13 流域	H29
5	◎クリーン農業に取り組む生産集団数	390 生産集団(H24)	407 生産集団(H27)	650 生産集団	H29
6	◎有機農業に取り組む農家戸数	341 戸(H24)	726 戸(H26)	1,800 戸	H29
7	◎一人当たり広域都市公園面積	2.5m ² /人(H24)	2.6 m ² /人(H26)	3.0m ² /人	H30
8	◎北海道東部地域におけるエゾシカ個体数指数（推定生息数）	123±50(21 万頭)(H25)	102±45 (24 万頭)(H26)	50	H28
9	◎北海道西部地域におけるエゾシカ個体数指数（推定生息数）	255±85（約 35 万頭）(H25)	224±80（約 24 万頭）(H26)	200	H28
10	◎特別天然記念物タンチョウの生息数	1,034 羽(H22～H24 平均)	1,222 羽(H25～H27 平均)	1,305 羽	H27～29
11	◎アライグマ生息市町村と「アライグマ防除実施計画」の策定市町村数	生息確認：147 市町村 計画策定:127(H26)	生息確認：149 市町村 計画策定:134 (H27)	全市町村	H29
12	◎開放系での遺伝子組換え作物の栽培計画調査回数	年1回(H25)	年1回(H27)	年1回（継続）	H21以降
13	◎「生物多様性」の認知度	意味を知っている:26.0% 聞いたことがある:33.4% (H26)	意味を知っている:26.0% 聞いたことがある:33.4% (H26)	75%以上	H31
14	◎環境教育に取り組んでいる学校の割合	小学校 48.1%、 中学校 41.1%(H24)	小学校 73.6%、 中学校 66.0% (H26)	100%	H29
15	◎道民との協働による森林づくりの参加者数	49 万人(H24)	43 万人(H26)	66 万人	H44
16	◎青少年向け森林教室等の実施校	253 校(H25)	291 校(H26)	418 校	H34
17	◎青少年の森林・林業に関する学習活動を支える指導者数	823 人(H25)	840 人(H26)	962 人	H34
18	◎道民との協働により植え・育てる樹木の本数	67 万本(H24)	52 万本(H26)	200 万本	H34

○参考データ

No.	指標名称	基準年度等	現状
1	○自然保護監視員等の人数と監視延べ日数	人数：487人 延べ日数：9,040日(H26)	人数：431人 延べ日数：8,759日(H27)
2	○森林認証*面積	88万ha(H25)	108万ha(H27)
3	○湿原のモニタリング調査の実施地区数	4地区	4地区
4	○ラムサール条約*登録湿地箇所数	13か所 36,632ha	13か所 36,632ha
5	○自然再生事業実施箇所数(湿原)	3地区	3地区
6	○北のクリーン農産物(YES! clean)の作付け面積	14,690ha(H23)	17,027ha(H26)
7	○道内のエコファーマー認定数	7,166件(H24)	4,863件(H26)
8	○緑の基本計画策定市町村数	42市町(H26)	42市町(H27)
9	○国定公園及び道立自然公園の計画見直し件数	予定3公園、検討3公園(H26)	検討1公園、実績2公園(H27)
10	○エゾシカ捕獲数と農林業被害額	約13万頭、 約56億円(H25)	約13万7千頭、 約46億円(H26)
11	○道指定鳥獣保護区の指定面積、[特別保護地区]	298か所 262,775ha(H24)、 [88か所 17,392ha]	298か所 262,601ha(H27)、 [88か所 17,417ha]
12	○狩猟免許所持者数	10,215人(H24)	10,968人(H26)
13	○特別天然記念物タンチョウ飛来情報のあった振興局数	H21：6、H22：7、 H23：9、H24：7	H25：9、H26：7、H27：8
14	○野生動植物の目録を作成した分類群の数	0群(H26)	2群(H28.6現在)
15	○指定希少野生動植物の指定種数	植物24種、動物5種(H26)	植物24種、動物5種(H27)
16	○指定希少野生動植物のモニタリング調査種数	24種(H26)	24種(H27)
17	○天然記念物の指定件数(特別天然記念物)	国：41、道：33(H25)、(国：6)	国：41、道：33(H27)、(国：6)
18	○アライグマ捕獲数と農業等被害額	農業被害額約8,400万円、 捕獲数約6,313頭(H24)	農業被害額約7,000万円、 捕獲数約6,933頭(H26)
19	○指定外来種の指定	未指定	動物10種、植物2種(H27)
20	○セイヨウオオマルハナバチバスターズの登録者数	700人(H25)	672人(H26)
21	○特定移入動物の指定種数	2種(ワレット、プーリード*ツク) (H26)	2種(ワレット、プーリード*ツク) (H27)
22	○OGM条例に基づく許可等の件数	H26.3 現在ゼロ	H28.3 現在ゼロ
23	○ボランティア・レンジャー育成研修会参加者数	13人[H26] 累計1,030人(H26年度末)	13人[H27] 累計1,043人(H27年度末)
24	○アウトドアガイドの資格認定者	18人(H25)、 累計731人(H25年度末)	33人(H27)、 累計808人(H27年度末)

資料4 PRTR法に基づく化学物質の排出量・移動量の集計結果（平成26年度）

1 業種別の届出状況

業種名	届出数	業種名	届出数	業種名	届出数	
金属鉱業	1	窯業・土石製品製造業	4	倉庫業	8	
原油・天然ガス鉱業	1	鉄鋼業	10	石油卸売業	92	
製造業	食料品製造業	34	非鉄金属製造業	6	鉄スクラップ業	0
	飲料・たばこ・飼料製造業	5	金属製品製造業	19	自動車卸売業	0
	酒類製造業	0	一般機械器具製造業	7	燃料小売業	1,130
	たばこ製造業	0	電気機械器具製造業	14	洗濯業	18
	繊維工業	2	電子応用装置製造業	0	写真業	0
	衣服・その他の繊維製品製造業	0	電機計測器製造業	0	自動車整備業	26
	木材・木製品製造業	5	輸送用機械器具製造業	6	機械等修理業	2
	家具・装備品製造業	1	鉄道車両・同部分品製造業	0	商品検査業	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	18	船舶製造・修理業・船用機関製造業	6	計量証明業	0
	出版・印刷・同関連産業	8	精密機械器具製造業	2	一般廃棄物処理業	120
	化学工業	28	医療用機械器具製造業	3	産業廃棄物処理業	25
	塩製造業	0	武器製造業	1	特別管理産業廃棄物処分量	3
	医薬品製造業	1	その他の製造業	0	医療業	55
	農薬製造業	4	電気業	12	高等教育機関	2
	石油製品・石炭製品製造業	55	ガス業	0	自然科学研究所	30
	プラスチック製品製造業	20	熱供給業	1	国の機関又は地方公共団体の公務	0
	ゴム製品製造業	2	下水道業	182	合計	1,987
	なめし革・同製品・毛皮製造業	0	鉄道業	18	全国	35,573

2 届出排出量・移動量

(単位：t)

区分	排出量					移動量			合計	
	大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	構成比	
北海道	1,771	378	0	0	2,149	2,233	2	2,235	4,384	全国比1.1%
構成比	40.4%	8.6%	0.0%	0.0%	49.0%	50.9%	0.0%	51.0%	100%	
全国	143,895	7,257	1	7,868	159,021	222,921	1,149	224,069	383,090	
構成比	37.6%	1.9%	0.0%	2.1%	41.5%	58.2%	0.3%	58.5%	100%	

3 届出排出量・移動量の多い物質（上位5物質）

(単位：t)

区分	排出量					移動量			合計	
	大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	構成比	
マンガン及びその化合物	0	54	0	0	55	1,595	0	1,595	1,650	22.3%
トルエン	682	0	0	0	682	85	0	85	767	10.4%
キシレン	408	0	0	0	408	31	0	31	439	5.9%
エチルベンゼン	240	0	0	0	240	17	0	17	257	3.5%
ホウ素化合物	0	221	0	0	221	1	0	1	223	3.0%
上位5物質の計	1,331	276	0	0	1,606	1,730	0	1,730	3,336	90.1%
合計	1,771	378	0	0	2,149	2,233	2	2,235	4,384	

4 届出排出量・移動量の多い業種（上位5業種）

(単位：t)

区分	排出量					移動量			合計	
	大気	水域	土壌	埋立	計	廃棄物	下水道	計	構成比	
鉄鋼業	45	0	0	0	45	1,814	0	1,814	1,859	42.4%
下水道業	0	352	0	0	352	0	0	0	352	8.0%
プラスチック製品製造業	342	0	0	0	342	10	0	10	351	8.0%
繊維工業	256	0	0	0	256	0	0	0	256	5.8%
船舶製造・修理業、 船用機関製造業	235	0	0	0	235	2	0	2	237	5.4%
上位5業種の計	877	352	0	0	1,229	1,827	0	1,827	3,055	69.7%
合計	1,771	378	0	0	2,149	2,233	2	2,235	4,384	

5 届出外排出量（推計値）

(単位：t)

区分	対象業種	非対象業種	移動体	家庭	合計	
					排出量	構成
北海道	1,792	6,380	2,974	1,250	12,396	全国比 5.2%
構成比	14.5%	51.5%	24.0%	10.1%	100.0%	
全国	46,775	86,098	61,189	45,628	239,691	
構成比	19.5%	35.9%	25.5%	19.0%	100.0%	

資料5 ダイオキシン類調査測定結果（平成27年度）

1 大気

(1) 一般環境調査

調査機関	調査市町村	調査地点名	調査月												測定結果 (pg-TEQ/m ³)		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値	測定値	
北海道	江別市	美原地区(美原自治会館)					○						○			0.011	0.0067~0.015
	千歳市	富丘測定局					○						○			0.015	0.014~0.015
	小樽市	勝納地区					○						○			0.0081	0.0072~0.0089
	岩見沢市	空知総合振興局					○						○			0.019	0.018~0.019
	北見市	北見市役所					○						○			0.043	0.017~0.068
	室蘭市	蘭西下水ポンプ場					○						○			0.0056	0.0041~0.0070
	帯広市	緑ヶ丘測定局					○						○			0.014	0.0093~0.018
	釧路市	春採測定局					○						○			0.016	0.0040~0.028
石狩市	石狩市	花川北地区						○						○	0.018	0.018~0.019	
千歳市	千歳市	東雲地区							○						0.0085	0.0085	
苫小牧市	苫小牧市	明野公園局		○			○			○				○	0.0099	0.0074~0.013	
登別市	登別市	幌別中学校		○					○						0.0029	0.0026~0.0032	

※環境基準：0.6 pg-TEQ/m³

(2) 固定発生源調査

調査機関	調査市町村	調査地点名	調査月												測定結果 (pg-TEQ/m ³)			
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値	測定値		
北海道	江別市	角山地区					○						○			0.015	0.0087~0.022	
	苫小牧市	沼の端地区					○						○			0.013	0.0099~0.017	
	石狩市	新港地区					○						○			0.022	0.021~0.022	
	室蘭市		輪西測定局		○			○			○			○			0.014	0.0080~0.032
			御前水地区測定局		○			○			○			○			0.027	0.018~0.045
			白鳥台地区測定局		○			○			○			○			0.034	0.011~0.11
			東地区		○			○			○			○			0.015	0.012~0.018
			祝津地区		○			○			○			○		0.012	0.0086~0.015	
江別市	江別市	工業町地区					○						○		0.015	0.0099~0.022		
苫小牧市	苫小牧市	系井局					○							○	0.0098	0.0067~0.013		
		沼ノ端公園局		○									○			0.011	0.0090~0.013	

※環境基準：0.6 pg-TEQ/m³

(3) 沿道調査

調査機関	調査市町村	調査地点名	調査月												測定結果 (pg-TEQ/m ³)		
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平均値	測定値	
北海道	北広島市	国道36号(大曲小学校)					○							○		0.013	0.0076~0.019
江別市	江別市	高砂町地区					○							○		0.110	0.055~0.017

※環境基準：0.6 pg-TEQ/m³

2 水質・底質

(1) 一般環境調査

調査機関	水系名	河川名	採取地点	調査月		水質	底質
				水質	底質	測定結果 (pg-TEQ/L)	測定結果 (pg-TEQ/g)
北海道 開発局	石狩川	空知川	滝里ダム	秋期	秋期	0.082	5.6
		石狩川	納内橋	秋期		0.073	
			石狩大橋	秋期	秋期	0.078	0.65
	豊平川	中沼	秋期	秋期	0.07	0.39	
	常呂川	常呂川	忠志橋	秋期	秋期	0.12	0.48
			上川沿		秋期		0.27
	尻別川	尻別川	名駒	秋期	秋期	0.072	0.85
	後志利別川	後志利別川	今金橋	秋期	秋期	0.067	0.24
	鷓川	鷓川	鷓川橋	秋期	秋期	0.067	0.21
	沙流川	沙流川	長知内橋	秋期	秋期	0.067	0.21
			二風谷ダム	秋期	秋期	0.067	0.21
			沙流川橋		秋期		0.21
	十勝川	十勝川	十勝ダム	秋期	秋期	0.068	0.36
			茂岩橋	秋期	秋期	0.069	0.32
	釧路川	釧路川	愛国浄水場取水口	秋期	秋期	0.067	0.21
	網走川	網走川	治水橋	秋期	秋期	0.068	0.57
		網走湖	St2	秋期	秋期	0.071	3.4
	湧別川	湧別川	中湧別橋	秋期	秋期	0.067	0.23
天塩川	天塩川	岩尾内ダム	秋期	秋期	0.067	1.8	
		天塩大橋	秋期	秋期	0.069	0.92	
留萌川	留萌川	16線橋	秋期	秋期	0.069	0.56	
北海道	佐呂間別川	佐呂間別川	佐呂間大橋	10月	10月	0.081	0.12
	安平川	安平川	勇払橋	9月	9月	0.097	0.14
	室蘭海域	室蘭海域	ST-4	6月 11月	6月	0.061 (0.041~0.081)	3.9
	釧路海域	釧路海域	ST-3	12月	9月	0.077	0.26
北見市	常呂川	水木川	第2水木橋	9月		0.042	
石狩市	石狩川	茨戸川	樽川合流前	9月		0.058	
		石狩川	石狩川河口橋	9月		0.082	
江別市	石狩川	千歳川	ゆめみ野地区	8月 1月		0.11 (0.055~ 0.017)	
千歳市	石狩川	千歳川	長都大橋	9月		0.062	

※環境基準：水質1pg-TEQ/L、底質150pg-TEQ/g

3 地下水・土壌

(1) 一般環境調査

調査機関	振興局	調査市町村	採取試料		調査月	調査地点名	地番	土壌	水質
			土壌	地下水				測定結果 (pg-TEQ/g)	測定結果 (pg-TEQ/L)
北海道	林-ツ	北見市		1	9月	個人宅	北見市		0.084
			1		9月	美山北公園	北見市美山町53番地	0.0054	
			1		9月	美山若草公園	北見市美山町83番地	0.021	
			1		9月	市立相内小学校	北見市相内長287番地	0.038	
			1		9月	市立相内中学校	北見市相内長15番地1	0.016	
		網走市	1		9月	市立第四中学校	網走市藻琴35番地	0.22	
		遠軽町		1	9月	個人宅	遠軽町		0.072
		斜里町	1		9月	町立朝日小学校	斜里町朝日町6	0.095	
		置戸町	1		9月	ファミリースポーツセンター	置戸町字置戸398番地の5	0.00039	
		大空町	1		9月	町立東藻琴小学校	大空町東藻琴南区	0.089	
	1			9月	町立東藻琴中学校	大空町東藻琴北一区	0.35		
	1			9月	緑とチーズのふれあいパーク	大空町東藻琴396番地の1	0.40		
	根室	根室市		1	9月	吉田水産	根室市西浜町7-10		0.078
			1		9月	根室総合運動公園	根室市西浜町1丁目	0.0038	
中標津町			1	9月	個人宅	中標津町		0.075	
		1		9月	翔の広場	中標津町字開陽1条通東1番地1	0.68		
北見市	林-ツ	北見市	1		9月	旧仁頃中学校	北見市仁頃町245番地	0.042	
幕別町	十勝	幕別町	1		10月	明野地区	幕別町字明野496番地20	0.053	

※環境基準：土壌1,000pg-TEQ/g、水質1pg-TEQ/L、

(2) 固定発生源調査（土壌）

調査機関	振興局	調査市町村	採取試料		時期	調査地点名	測定結果 (pg-TEQ/g)
			土壌	地下水			
江別市	石狩	江別市	1		8月	工栄町地区	1.3
大空町	オホ-ツク	大空町	4		10月	東藻琴地区	0.027~0.210
置戸町		置戸町		1	9月	勝山地区	0.056

※環境基準：1,000pg-TEQ/g

資料6 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果（平成27年度）

1 大気基準適用施設における排出ガスのダイオキシン類測定結果

特定施設種別	施設数	報告施設数	未 報 告					測 定 結 果			
			新 設 施設数	休 止 等 施設数	廃 止 施設数	測定実施 施設数	測定未実施 施設数	最小値～最大値 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過 施設数		
焼結鋳製造用焼結炉	1	1	0	0	0	0	0	0.0047~0.0093	0		
製鋼用電気炉	2	2	0	0	0	0	0	0.00068~0.29	0		
アルミニウム合金製造施設	16	16	1	2	1	0	0	0~0.19	0		
廃棄物 焼却炉	焼却 能力	4t/h以上	17	17	0	0	0	0	0~0.38	0	
		2t/h~4t/h	22	22	0	0	0	0	0.00000041~1.7	0	
		2t/h未満	209	157	0	39	12	0	1	0~9.3	0
		小 計	248	196	0	39	12	0	1	-	0
合 計	267	211	1	41	13	0	1	-	0		

※1 「施設数」は、平成28年3月31日現在の施設数に平成27年度中に廃止した施設を含む数値である。

※2 「未報告」中、「新設施設数」は、平成27年度中に設置（工事着手予定を含む。）された施設で、報告期限未到来等により報告のなかった施設数を、「休止等施設数」は、平成27年度を通じて休止したため報告がなかった施設数を、「測定実施施設数」は、平成27年度中に測定を実施したが、測定結果待ち等により、平成27年度中に報告がなかった施設数を示す。

2 水質基準適用事業場における排出水のダイオキシン類測定結果

特定施設種別	事業場数	報告事業場数	未 報 告					測 定 結 果	
			新 設 事業場数	休 止 等 事業場数	廃 止 事業場数	測定実施 事業場数	測定未実施 事業場数	最小値～最大値 (pg-TEQ/L)	基準超過 事業場数
クラフトパルプ製造の用に供する塩素漂白施設	6(6)	5	0	1	0	0	0	0.000051~2.5	0
アセチレン製造の用に供するアセチレン洗浄施設	2(0)	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物焼却炉の廃カス洗浄施設	28(9)	8	0	1	0	0	0	0.000045~0.03	0
下水道終末処理施設	4(4)	4	0	0	0	0	0	0.00038~0.12	0
PCB処理施設	1(1)	1	0	0	0	0	0	0.00028~0.01	0
共同排水処理施設	0	-	-	-	-	-	-	-	-
計	41(20)	18	0	2	0	0	0	-	0

※1 「事業場数」は、平成28年3月31日現在の事業場数に平成27年度中に廃止した事業場を加えた数値である。また、ひとつの事業場に複数の種類の施設が設置されている場合は、主たる施設で分類した。（ ）内の数値は、特定施設から汚水を公共用水域に排出する事業場数を示す。

※2 「未報告」中、「新設事業場数」は、平成27年度中に設置（工事着手予定を含む。）された施設で、報告期限未到来等により報告のなかった施設数を、「休止等事業場数」は、平成27年度を通じて休止したため報告がなかった施設数を、「測定実施事業場数」は、平成27年度中に測定を実施したが、測定結果待ち等により、平成27年度中に報告がなかった施設数を示す。

資料7 ばい煙及び一般粉じんの発生施設数（※電気事業法等含む）

1 ばい煙発生施設数（平成26年度末現在）

大気汚染防止法 施行令別表第1 の項番号	施設種類	施設数
1	ボイラー（熱風ボイラーを含む）	12,927
2	水性ガス、油ガス発生用ガス発生炉、加熱炉	6
3	金属精錬、無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結炉、か焼炉	6
4	金属製錬用溶鉱炉、転炉、平炉（14項を除く）	4
5	金属精製、鑄造用溶解炉（こしき炉、14項、24項から26項を除く）	45
6	金属鑄造、圧延、熱処理用加熱炉	124
7	石油製品等加熱炉	42
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔	2
8-2	石油ガス洗浄装置付属硫黄回収装置のうち燃焼炉	4
9	窯業製品製造用焼成炉、溶融炉	49
10	無機化学工業品、食料品製造用反応炉、直火炉（26項を除く）	2
11	乾燥炉（14項を除く）	900
12	製銑、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	5
13	廃棄物焼却炉	202
14	銅、鉛又は亜鉛の製錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉	0
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設	0
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設	0
17	塩化第2鉄製造用溶解槽	1
18	活性炭製造（塩化亜鉛を使用するものに限る）用反応炉	0
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設	17
20	アルミニウム製錬用電解炉	0
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉	1
22	弗酸製造用凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設	0
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用反応施設、乾燥炉、焼成炉	0
24	鉛第2次精錬又は鉛の管、板、線製造用溶解炉	1
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設	0
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設	0
28	コークス炉	2
29	ガスタービン	327
30	ディーゼル機関	1,518
31	ガス機関	74
32	ガソリン機関	0
計		16,259
届出工場・事業場数		7,635

2 一般粉じん発生施設数（平成26年度末現在）

大気汚染防止法 施行令別表第2 の項番号	施設名	施設数
1	コークス炉	2
2	堆積場	1,766
3	コンベア	1,630
4	破碎機、摩砕機	611
5	ふるい	261
計		4,280
届出事業場・工場数		1,163

資料8 公共用水域水質測定結果

1 BOD・COD 一環境基準未達成水域及び測定地点一（平成27年度）

水域名	地点名	所在市町村	類型	x/y	75%値	最小～最大	平均
(河川5水域)							
茨戸川上流	生振8線排水路南側地先	石狩市	河川B	9/12	5.5	0.9~8.3	4.3
茨戸川中流	樽川合流前	石狩市	河川B	10/12	6.2	1.5~7.9	4.8
茨戸川下流	生振3線北側地先	石狩市	河川B	8/12	4.1	0.7~6.0	3.4
篠津川	篠津橋	新篠津村	河川A	2/4	2.1	1.2~2.6	2.0
留萌川上流	橋橋	留萌市	河川AA	3/9	1.5	<0.5~1.9	1.0
(湖沼5水域)							
大沼	ST-1		湖沼A	3/4	3.3	2.1~4.5	3.3
//	ST-2		湖沼A	3/4	4.6	2.1~5.3	4.0
阿寒湖	ST-1		湖沼AA	4/4	2.7	1.9~2.7	2.3
//	ST-2		湖沼AA	4/4	2.0	1.8~2.0	2.0
//	ST-3		湖沼AA	4/4	2.1	1.6~2.3	2.0
屈斜路湖	ST-1		湖沼AA	4/4	1.7	1.5~2.1	1.7
//	ST-2		湖沼AA	4/4	1.3	1.2~1.8	1.4
春採湖	ST-1		湖沼B	8/8	8.7	5.6~10	8.0
//	ST-2		湖沼B	8/8	9.2	5.4~12	8.9
網走湖	ST-2		湖沼A	3/4	6.5	3.0~6.8	5.3
//	ST-3		湖沼A	4/4	6.7	3.3~6.9	5.4
(海域9水域)							
稚内海域(3)	ST-3		海域A	2/4	4.8	1.5~5.8	3.5
網走海域(5)	ST-2		海域A	3/4	2.6	1.8~2.7	2.4
網走海域(1)	ST-7		海域B	3/4	4.0	3.0~4.0	3.6
風蓮湖	ST-1		海域A	4/4	6.5	5.1~7.8	6.4
//	ST-2		海域A	4/4	3.9	3.0~4.3	3.6
厚岸湖	ST-1		海域B	4/4	3.8	3.1~4.6	3.8
//	ST-2		海域B	4/4	4.8	3.2~4.8	4.1
釧路海域(6)	ST-1		海域A	2/4	3.2	0.9~4.6	2.8
//	ST-2		海域A	3/4	2.5	0.9~5.2	2.6
釧路海域(5)	ST-3		海域A	3/4	3.3	1.1~6.2	3.5
釧路海域(4)	ST-4		海域B	2/6	3.1	1.2~4.2	2.6
釧路海域(3)	ST-7		海域B	2/6	3.3	0.6~6.0	3.2
//	ST-8		海域B	3/4	3.5	1.2~5.2	2.9
//	ST-9		海域B	3/4	3.2	1.2~3.3	2.7

※1 単位：mg/L

※2 河川はBOD、湖沼及び海域はCODの値を示す。

※3 「y」は年間の総測定日数を、「x」はyのうち環境基準値を超えた日数を表す。

※4 BOD・CODの評価は水域ごとに行い、同一水域内における環境基準点の75%値が1地点でも環境基準値を超えた場合に未達成となる。

※5 「75%値」とは、年間の日間平均値の全データ(n個)をその値の小さいものから順に並べ0.75×n(整数でない場合は、端数切上げ)番目のデータ値を指す。

2 健康項目 一環境基準未達成水域及び地点名一覧一 (平成27年度)

水域名	地点名	市町村	項目	m/n	最大値	年平均値
石狩川水系豊平川上流	札幌市上水白川浄水場取水口	札幌市	砒素	7/12	0.025	0.011
登別川水系登別川	登別川橋上流	登別市	砒素	1/2	0.038	0.022
長流川水系長流川中流	弁景川合流前	壮瞥町	砒素	2/3	0.021	0.014
長流川水系長流川下流	洞爺発電所取水口	壮瞥町	砒素	2/3	0.016	0.011
矢尻川水系矢尻川	矢尻川橋	函館市	砒素	2/3	0.018	0.014
矢尻川水系赤井川	赤井橋	函館市	砒素	3/3	0.045	0.032
矢尻川水系冷水川	楳法華浄水場取水口	函館市	砒素	3/3	0.020	0.019
宮沢の川水系宮沢の川	宮沢の川末流	寿都町	鉛	2/3	0.027	0.014
神社の川水系神社の川	神社の川末流	寿都町	カドミム	3/3	0.0069	0.0050
			鉛	3/3	0.037	0.027

※1 単位：mg/L

※2 「n」は総検体数、「m」は環境基準値を超える検体数を表す。

3 全窒素、全燐 一環境基準未達成水域及び地点名一覧一 (平成27年度)

(1) 湖沼

水域名	類型	地点名	全窒素				全燐			
			m/n	最小～最大	平均	基準値	m/n	最小～最大	平均	基準値
支笏湖	湖沼Ⅰ	ST-1	—	(適用外)	—	—	1/4	0.003～0.038	0.012	0.005
網走湖	湖沼Ⅳ	ST-2	3/4	0.57～1.7	1.2	0.6	4/4	0.055～0.16	0.083	0.005
		ST-3	3/4	0.57～1.7	1.2	0.6	3/4	0.047～0.16	0.079	0.005

※1 単位：mg/L

※2 「n」は総検体数、「m」は環境基準値を超える検体数を表す。

※3 湖沼における全窒素及び全燐の評価は水域毎に行い、同一水域内における基準点の年間平均値が1地点でも環境基準値を超えた場合に未達成となる。

(2) 海域

水域名	類型	全窒素				全燐			
		m/n	最小～最大	平均	基準値	m/n	最小～最大	平均	基準値
サロマ湖	海域Ⅰ	5/16	(基準達成)	0.19	0.2	8/16	0.014～0.046	0.026	0.02
函館海域(2)	海域Ⅰ	5/18	(基準達成)	0.19	0.2	8/18	0.008～0.036	0.021	0.02

※1 単位：mg/L

※2 「n」は総検体数、「m」は環境基準値を超える検体数を表す。

※3 海域における全窒素及び全燐の評価は水域毎に行い、同一水域内における全環境基準点の年間平均値を平均した値が環境基準値を超えた場合に未達成となる。

資料9 公共用水域の類型別環境基準達成状況 (BOD・COD)

区分			河川							湖沼				海域				合計	
類型			河川 (BOD)							計	湖沼 (COD)			計	海域 (COD)				計
			AA	A	B	C	D	E	AA		A	B	A		B	C			
平成23年度	環境基準 類型指定 水域数	達成 期間	イ	58	81	18	-	1	-	186 (187)	4	5	-	11	21	12	19	64	261 (262)
		□	-	7	18	-	-	1	-		-	-	-		4	7	1		
		ハ	-	-	2	-	-	(1)	-		1	-	1		-	-	-		
	達成 水域数	達成 期間	イ	57	80	18	-	1	-	180	2	3	-	5	9	11	19	45	230
		□	-	7	15	-	-	1	-		-	-	-		1	4	1		
		ハ	-	-	1	-	-	-	-		0	-	0		-	-	-		
	達成率(%)	達成 期間	イ	98.3	98.8	100.0	-	100.0	-	96.8	50.0	60.0	-	45.5	42.9	91.7	100.0	70.3	88.1
		□	-	100.0	83.3	-	-	100.0	-		-	-	-		25.0	57.1	100.0		
		ハ	-	-	50.0	-	-	-	-		0.0	-	0.0		-	-	-		
平成24年度	環境基準 類型指定 水域数	達成 期間	イ	58	81	18	-	1	-	186 (187)	4	5	-	11	21	12	19	64	261 (262)
		□	-	7	18	-	-	1	-		-	-	-		4	7	1		
		ハ	-	-	2	-	-	(1)	-		1	-	1		-	-	-		
	達成 水域数	達成 期間	イ	58	80	18	-	1	-	183	1	3	-	4	14	11	19	54	241
		□	-	7	17	-	-	1	-		-	-	-		3	6	1		
		ハ	-	-	1	-	-	-	-		-	-	-		-	-	-		
	達成率(%)	達成 期間	イ	100.0	98.8	100.0	-	100.0	-	98.4	25.0	60.0	-	36.4	66.7	91.7	100.0	84.4	92.3
		□	-	100.0	94.4	-	-	100.0	-		-	-	-		75.0	85.7	100.0		
		ハ	-	-	50.0	-	-	-	-		0.0	-	0.0		-	-	-		
平成25年度	環境基準 類型指定 水域数	達成 期間	イ	58	81	18	-	1	-	186 (187)	4	5	-	11	21	13	19	65	262 (263)
		□	-	7	18	-	-	1	-		-	-	-		4	7	1		
		ハ	-	-	2	-	-	(1)	-		1	-	1		-	-	-		
	達成 水域数	達成 期間	イ	58	80	18	-	1	-	182	2	3	-	6	13	11	19	51	239
		□	-	7	16	-	-	1	-		-	-	-		2	5	1		
		ハ	-	-	1	-	-	-	-		1	-	-		-	-	-		
	達成率(%)	達成 期間	イ	100.0	98.8	100.0	-	100.0	-	97.8	50.0	60.0	-	54.5	61.9	84.6	100.0	78.5	91.2
		□	-	100.0	88.9	-	-	100.0	-		-	-	-		50.0	71.4	100.0		
		ハ	-	-	50.0	-	-	-	-		100.0	-	-		-	-	-		
平成26年度	環境基準 類型指定 水域数	達成 期間	イ	58	81	18	-	1	-	186 (187)	4	5	-	11	21	13	19	65	262 (263)
		□	-	7	18	-	-	1	-		-	-	-		4	7	1		
		ハ	-	-	2	-	-	(1)	-		1	-	1		-	-	-		
	達成 水域数	達成 期間	イ	57	79	18	-	1	-	180	2	3	-	6	15	12	19	54	240
		□	-	7	16	-	-	1	-		-	-	-		2	5	1		
		ハ	-	-	1	-	-	-	-		1	-	-		-	-	-		
	達成率(%)	達成 期間	イ	98.3	97.5	100.0	-	100.0	-	96.8	50.0	60.0	-	54.5	71.4	92.3	100.0	83.1	91.6
		□	-	100.0	88.9	-	-	100.0	-		-	-	-		50.0	71.4	100.0		
		ハ	-	-	50.0	-	-	-	-		100.0	-	-		-	-	-		
平成27年度	環境基準 類型指定 水域数	達成 期間	イ	58	81	18	-	1	-	186 (187)	4	5	-	11	21	13	19	65	262 (263)
		□	-	7	18	-	-	1	-		-	-	-		4	7	1		
		ハ	-	-	2	-	-	(1)	-		1	-	1		-	-	-		
	達成 水域数	達成 期間	イ	57	80	18	-	1	-	181	2	3	-	6	17	11	19	56	243
		□	-	7	16	-	-	1	-		-	-	-		3	5	1		
		ハ	-	-	1	-	-	-	-		1	-	0		-	-	-		
	達成率(%)	達成 期間	イ	98.3	98.8	100.0	-	100.0	-	97.3	50.0	60.0	-	54.5	81.0	84.6	100.0	86.2	92.7
		□	-	100.0	88.9	-	-	100.0	-		-	-	-		75.0	71.4	100.0		
		ハ	-	-	50.0	-	-	-	-		100.0	-	0.0		-	-	-		

※1 複数の環境基準点をもつ水域では、同一水域内の全ての環境基準点が環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているとなる。

※2 環境基準を達成するとは、(環境基準値を超える日数) / (年間の総測定日数) が25%以下の場合をいう。

※3 達成期間は、イは直ちに達成すべき水域、□は5年以内で可及的速やかに達成すべき水域、ハは5年を超える期間で可及的速やかに達成すべき水域を示す。

※4 ※()内の数字は、環境基準点が欠損となっている別途前川を含む数値を示す。また、海域には、サロマ湖、能取湖、厚岸湖、風蓮湖を含む。

資料10 地下水の水質測定結果の概要（平成27年度）

1 概況調査

市町村名	調査井戸数	環境基準項目未検出井戸数	環境基準項目検出井戸数		環境基準値超過井戸数				
			環境基準項目		項目別井戸数()内は年間平均値 mg/L ※複数井戸があるものについては最大の数値				
					As	PCE	NO ₃ -N等	B	
札幌市	47	12	35	(As, TCM, PCE, NO ₃ -N 等, F, B)	3	2(0.035)	1(0.035)		
函館市	8		8	(Pb, NO ₃ -N 等, F, B)	1				1(4.1)
旭川市	9	4	5	(NO ₃ -N 等)					
当別町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
北斗市	1		1	(NO ₃ -N 等)					
上ノ国町	1		1	(B)					
二セコ町	1	1							
京極町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
倶知安町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
夕張市	1		1	(NO ₃ -N 等)	1			1(12)	
三笠市	1		1	(TCM, NO ₃ -N 等)					
由仁町	1		1	(DCM, NO ₃ -N 等)					
月形町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
富良野市	1		1	(NO ₃ -N 等)					
南富良野町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
占冠村	1		1	(NO ₃ -N 等)					
遠別町	1		1	(NO ₃ -N 等, B)					
猿払村	1		1	(NO ₃ -N 等)					
北見市	1		1	(NO ₃ -N 等)					
訓子府町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
置戸町	1		1	(NO ₃ -N 等, B)					
厚真町	1		1	(NO ₃ -N 等, F, B)					
日高町	1		1	(NO ₃ -N 等, B)					
帯広市	1		1	(NO ₃ -N 等)					
芽室町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
幕別町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
白糠町	1		1	(NO ₃ -N 等)					
27市町村	88	17	71		5	2(0.035)	1(0.035)	1(12)	1(4.1)

※ Pb：鉛、As：砒素、TCM：四塩化炭素、DCM：ジクロロメタン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、NO₃-N等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F：ふっ素、B：ほう素

2 汚染井戸周辺地区調査

市町村名	調査井戸数	環境基準項目未検出井戸数	環境基準項目が検出された井戸数		検出井戸のうち環境基準値超過井戸数				
			環境基準項目		項目別井戸数()内は年間平均値の最大値mg/L				
					NO ₃ -N等				
札幌市	4	2	2	(TCE, PCE)					
旭川市	25	6	19	(TCE, PCE, NO ₃ -N 等)	2	2(22)			
2市	29	8	21		2	2(22)			

※ TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、NO₃-N等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

3 継続監視調査

市町村名	調査井戸数	環境基準項目未検出井戸数	環境基準項目検出井戸数	検出井戸のうち環境基準値超過井戸数									
				項目別井戸数(()内は年間平均値の最大値mg/L)									
				As	TCM	1,2-DCE	TCE	PCE	NO ₃ -N等	F	B		
札幌市	55	6	49	(As, TCM, VCM, 1,2-DCE, TCE, PCE, NO ₃ -N等)	34	18(0.057)		2(0.15)	1(0.014)	14(0.5)	1(17)		
函館市	10	2	8	(PCE, NO ₃ -N等)	4					1(0.040)	3(16)		
旭川市	21	7	14	(As, 1,2-DCE, TCE, PCE, NO ₃ -N等)	5	1(0.023)		1(0.44)	1(0.1)	3(0.46)	1(22)		
江別市	1		1	(TCM)	1		1(0.0057)						
千歳市	1		1	(MC)									
恵庭市	4	2	2	(As, TCE, NO ₃ -N等)									
北広島市	2		2	(NO ₃ -N等)	1						1(17)		
石狩市	2		2	(As, NO ₃ -N等)	1	1(0.011)							
北斗市	1		1	(NO ₃ -N等)									
森町	2		2	(NO ₃ -N等)	1						1(18)		
長万部町	1		1	(As)	1	1(0.018)							
江差町	1		1	(PCE)	1					1(0.038)			
小樽市	4		4	(TCM, 1,2-DCE, TCE, PCE)	2		1(0.11)	1(0.022)	2(0.59)				
京極町	1		1	(NO ₃ -N等)	1						1(11)		
倶知安町	1		1	(NO ₃ -N等)									
余市町	3		3	(NO ₃ -N等)	2						2(15)		
岩見沢市	1		1	(NO ₃ -N等)									
芦別市	1		1	(NO ₃ -N等)									
三笠市	1		1	(NO ₃ -N等)	1						1(11)		
砂川市	2		2	(NO ₃ -N等)	1						1(11)		
奈井江町	2	1	1	(TCM)	1	1(0.017)							
長沼町	1		1	(As)									
新十津川町	1		1	(PCE)	1					1(0.02)			
妹背牛町	1	1											
雨竜町	1		1	(NO ₃ -N等)	1						1(14)		
名寄市	1		1	(As, B)	1	1(0.097)							1(1.2)
富良野市	2		2	(NO ₃ -N等)									
東川町	1		1	(NO ₃ -N等)									
中富良野町	1		1	(F)	1							1(1.0)	
南富良野町	1		1	(NO ₃ -N等)									
北見市	17		17	(1,2-DCE, TCE, PCE, NO ₃ -N等)	10				1(0.014)	9(43)			
網走市	3		3	(NO ₃ -N等)	3						3(20)		
美幌町	4		4	(NO ₃ -N等)	2						2(18)		
津別町	3		3	(NO ₃ -N等)	2						2(17)		
小清水町	2		2	(NO ₃ -N等)	2						2(15)		
訓子府町	2		2	(NO ₃ -N等)	2						2(17)		
遠軽町	5		5	(PCE, NO ₃ -N等)	4				2(0.017)	2(25)			
湧別町	3		3	(NO ₃ -N等)	3						3(15)		
大空町	1		1	(NO ₃ -N等)	1						1(15)		
苫小牧市	3		3	(NO ₃ -N等, B)	3						2(43)		1(1.5)
伊達市	7		7	(TCE, PCE, NO ₃ -N等)	5				1(0.032)	4(23)			
厚真町	1		1	(NO ₃ -N等)									
安平町	3		3	(NO ₃ -N等)	3						3(15)		
帯広市	4	1	3	(PCE)	1				1(0.033)				
音更町	4		4	(NO ₃ -N等)	2						2(17)		
清水町	2		2	(NO ₃ -N等)									
芽室町	1		1	(NO ₃ -N等)									
幕別町	2		2	(NO ₃ -N等)	1						1(28)		
池田町	1		1	(F)	1							1(0.9)	
豊頃町	1		1	(PCE)	1				1(0.011)				
足寄町	1		1	(As)	1	1(0.09)							
根室市	1		1	(NO ₃ -N等)									
52市町村	198	20	178		108	23(0.097)	2(0.017)	4(0.44)	3(0.1)	28(0.71)	51(43)	2(1.0)	2(1.5)

※ Pb：鉛、As：砒素、TCM：四塩化炭素、VCM：塩化ビニルモノマー、1,2-DCE：1,2-ジクロロエチレン、MC：1,1,1-トリクロロエタン、TCE：トリクロロエチレン、PCE：テトラクロロエチレン、NO₃-N等：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F：ふっ素、B：ほう素

資料11 水質汚濁防止法に係る業種別特定事業場数（平成27年度）

令別表 番号	業種名	特定事業場数		
		道 所管分	政令市 所管分	計
1	鉱業又は水産炭業	7		7
1の2	畜産農業サービス業	688	14	702
2	畜産食料品製造業	126	7	133
3	水産食料品製造業	1,015	39	1,054
4	農業保存食料品製造業	106	10	116
5	みそ・しょう油等製造業	16	2	18
6	小麦粉製造業	1		1
7	砂糖製造業	6		6
8	パン・菓子又は製あん業	13		13
9	米菓又はこうじ製造業	6		6
10	飲料製造業	54	5	59
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	49	2	51
12	動植物油脂製造業	9	1	10
13	イースト製造業	1		1
14	でん粉製造業	20		20
15	ぶどう糖又は水あめ製造業	1		1
16	めん類製造業	60	1	61
17	豆腐又は煮豆製造業	115	7	122
18	インスタントコーヒー製造業	1		1
18の2	冷凍調理食品製造業	11	1	12
19	紡績業又は繊維製品製造業	1	1	2
20	洗毛業	2		2
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	3		3
21の3	合板製造業	9	1	10
21の4	パーティクルボード製造業	1		1
22	木材薬品処理業	22	1	23
23	パルプ・紙又は紙加工品製造業	11	1	12
23の2	新聞業・出版業・印刷業又は製版業	14	2	16
24	化学肥料製造業	2		2
26	無機顔料製造業	1		1
27	上記以外の無機化学工業製品製造業	5		5
30	発酵工業	3		3
31	メタン誘導品製造業	1		1
33	合成樹脂製造業	7		7
36	合成洗剤製造業	1		1
46	上記以外の有機化学工業製品製造業	3		3
47	医薬品製造業	4		4
48	火薬製造業	1		1
49	農薬製造業	2	1	3
50	政令第2条各号に掲げる物質 を含有する試薬の製造業	1		1
51	石油精製業	2		2

令別表 番号	業種名	特定事業場数		
		道 所管分	政令市 所管分	計
51の2	更正タイヤ製造業又はゴム 板製造業	3		3
52	皮革製造業	1		1
53	ガラス又はガラス製品製造業	9		9
54	セメント製品製造業	72	1	73
55	生コンクリート製造業	234	21	255
56	有機質砂かべ材製造業	1		1
59	採石業	37	3	40
60	砂利採取業	158	5	163
61	鉄鋼業	6	1	7
62	非鉄金属製造業	5		5
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	16		16
63の3	石炭を燃料とする火力発電 施設のうち、廃ガス洗浄施設	1		1
64の2	水道施設・工業用水道施設	36	8	44
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	41	2	43
66	電気めっき施設	10	1	11
66の2	エチレンオキサイド又は 1,4-ジオキサンの混合施設	1	6	7
66の3	旅館業	1,279	139	1,418
66の4	共同調理場	15	1	16
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	24	6	30
66の6	飲食店	56	6	62
67	洗濯業	189	23	212
68	写真現像業	50	3	53
68の2	病院（病床数300以上）	11	2	13
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	28	2	30
69の3	地方卸売市場	1	1	2
70	廃油処理施設	1		1
70の2	自動車分解整備事業	23	6	29
71	自動式車両洗浄施設	257	50	307
71の2	科学技術に関する研究・試験・検 査又は専門教育を行う事業場	89	11	100
71の3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	23		23
71の4	産業廃棄物処理施設	20	4	24
72	し尿処理施設	209	24	233
73	下水道終末処理施設	185	12	197
74	特定事業場から排出される 水の処理施設	26	1	27
合計		5,518	435	5,953
有害物質使用特定施設 有害物質貯蔵指定施設		98	57	155

資料12 鉱山関係の水質調査結果（平成27年度）

鉱山名	市町村名	関連水域	調査地点	水素イオン濃度 (pH)	健康項目 (年平均値 単位:mg/L)				
					カドミウム	鉛	砒素	総水銀	
伊達	伊達市	気門別川	関内橋	7.0~7.0	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
虻田	洞爺湖町	赤川	赤川橋	7.0~7.6	—	<0.005	<0.005	—	
南白老 日鉄白老	白老町	白老川	白老橋	6.8~7.1	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
			森野橋	4.4~5.3	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
幌別硫黄	壮瞥町	長流川	長流橋	7.2~7.5	<0.0003	<0.005	0.006	—	
			洞爺発電所取水口	7.1~7.5	<0.0003	<0.005	0.011	—	
			弁景川合流前	6.9~7.4	<0.0003	<0.005	0.014	—	
			弁景橋	6.6~7.2	<0.0003	<0.005	0.007	—	
		洞爺湖	ST-7	7.1~7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
長万部	長万部町	長万部川	栄橋	7.4~7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
八雲	八雲町	遊楽部川	遊楽部捕獲場	7.0~7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
		鉛川	鉛川橋(遊楽部川合流前)	7.3~7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
精進川	七飯町	雨鱒川	雨鱒川橋	3.2~3.4	0.0016	0.01	0.009	<0.0005	
		折戸川	折戸川橋	6.3~6.9	0.0004	<0.005	<0.005	<0.0005	
上国	上ノ国町	石崎川	農業用水取水口	7.5~7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
			小砂子川合流前	7.1~7.1	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
小砂子川		小砂子橋	7.2~7.2	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005		
厚志内川		農業用水取水口	6.7~7.0	0.0007	<0.005	<0.005	<0.0005		
日鉄桂岡		天の川	小森大橋	7.1~7.1	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
			宮越橋	7.0~7.0	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
寿都	寿都町	神社の川	神社の川末流	4.8~6.0	0.005	0.027	<0.005	<0.0005	
		宮沢の川	宮沢の川末流	6.2~7.3	0.0025	0.014	<0.005	<0.0005	
国富	共和町	堀株川	国富頭首工	7.5~7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
			学橋	7.4~7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
			10号橋(セトセ川合流前)	7.3~7.3	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
		シマツケナイ川	島付内橋	7.4~7.4	0.0004	<0.005	<0.005	<0.0005	
		セトセ川	セトセ鳩	7.3~7.3	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
倶知安	倶知安町	尻別川	目名橋	7.3~7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
轟	余市町	白井川	銀橋	7.4~7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
余市		湯内川	湯内橋	7.2~7.6	0.0022	<0.005	<0.005	<0.0005	
			鉱山廃水流入前	7.1~8.3	0.0014	<0.005	<0.005	<0.0005	
		湯の沢川	湯の沢上流	7.3~8.3	0.0005	<0.005	<0.005	<0.0005	
小樽松倉	小樽市	勝納川	高砂橋	7.1~7.7	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
本庫	枝幸町	徳志別川	徳志別捕獲場	6.9~7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
		オツルナイ川	新開橋	7.3~7.3	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
竜昇殿	紋別市	中渚滑豊富川	竜昇殿鉱山坑水流入後	7.3~8.0	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
			蛭雪橋(渚滑川合流前)	7.0~8.1	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
鴻之舞		モベツ川	桜橋(沈殿池排水流入後)	7.1~7.6	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	
	宝生橋		7.3~7.7	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005		
下川	下川町	下川ベンケ川	共和橋	7.4~7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
イトムカ	北見市	イトムカ川	イトムカ鉱山坑水流入後	7.4~7.6	—	—	<0.005	<0.0005	
			イトムカ鉱山坑水流入前	7.3~7.5	—	—	<0.005	<0.0005	
		無加川	富士見橋	7.4~7.8	0.0008	<0.005	<0.005	<0.0005	
日鉄洞爺	壮瞥町	洞爺湖	ST-2	6.9~7.5	<0.0003	<0.005	<0.005	—	
常磐松	函館市	矢尻川	矢尻川橋	6.8~6.9	<0.0003	<0.005	0.014	<0.0005	
			赤井川	赤井橋	3.3~3.5	<0.0003	<0.005	0.032	<0.0005
			冷水川	楳法華浄水場取水口	7.3~7.6	<0.0003	<0.005	0.019	<0.0005
古都硫黄		新世川	新世橋	3.4~3.5	<0.0003	<0.005	0.01	<0.0005	
日鉄銭亀沢		汐泊川	河口(汐泊川)	7.4~7.4	<0.0003	<0.005	<0.005	<0.0005	

※ 健康項目の環境基準値：カドミウム0.003mg/L以下、鉛0.01mg/L以下、砒素0.01mg/L以下、総水銀0.0005mg/L以下

資料13 湖沼等閉鎖性水域における環境基準達成状況及び保全対策等（平成27年度）

区分	水域名	湖沼型	水域類型 COD、 BOD (mg/L)	環境基準の達成状況(COD・BOD) (mg/L・年度)					主な人為的 汚染源	現在講じている 主な水質保全対策	主な 利水	これまでの アオコ等 発生の有無	窒素、磷の 類型指定状況
				23	24	25	26	27					
湖沼	支笏湖	貧栄養	湖沼 AA(1)	○ 0.7	○ 0.7	○ 0.5	○ 0.7	○ 0.7	旅館、飲食店	特環公共下水道(58年度一部供用開始)、上乗せ排水基準	水産	なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) 59年度指定
	洞爺湖	貧栄養	湖沼 AA(1)	× 1.1	× 1.3	○ 0.9	○ 1.0	○ 0.9	旅館、飲食店、 一般家庭、家畜	公共下水道(62年度一部供用開始)、上乗せ排水基準	水道、 水産、 発電	なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) 59年度指定
	屈斜路湖	貧栄養	湖沼 AA(1)	× 1.8	× 1.7	× 2.0	× 1.7	× 1.5	旅館、飲食店、 一般家庭	上乗せ排水基準		なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) 59年度指定
	阿寒湖	中栄養	湖沼 AA(1)	× 2.3	× 2.2	× 2.4	× 2.3	× 2.3	旅館、飲食店、 一般家庭	特環下水道 (普及率99.0%)、 上乗せ排水基準	水産、 発電	あり	湖沼Ⅲ 60年度指定
	大沼	富栄養	湖沼 A(3)	× 4.3	× 3.5	× 3.8	× 4.6	× 4.0	農地、家畜、 一般家庭	特環公共下水道(元年度供用開始)、上乗せ排水基準、重点対策湖沼	水産、 発電、 農業	あり	湖沼Ⅲ(Pのみ) 62年度指定
	網走湖	富栄養	湖沼 A(3)	× 6.7	× 3.6	× 6.2	× 7.2	× 6.6	旅館、 一般家庭、 家畜、工場	公共下水道(52年度一部供用開始)、網走川水域に上乗せ排水基準	水産	あり	湖沼Ⅳ 60年度指定
	然別湖	貧栄養	湖沼 A(3)	○ 1.9	○ 1.6	○ 1.7	○ 1.8	○ 1.4	旅館、飲食店	十勝川水域に上乗せ排水基準	水道、 水産、 発電	なし	湖沼Ⅱ(Pのみ) 59年度指定
	糠平ダム湖	中栄養	湖沼 A(3)	○ 2.8	○ 2.3	○ 2.3	○ 2.8	○ 2.6	旅館	十勝川水域に上乗せ排水基準	水産、 発電	なし	湖沼Ⅱ(Pのみ) 59年度指定
	春採湖	富栄養	湖沼 B(5)	× 8.8	× 8.0	× 8.0	× 7.6	× 9.0	一般家庭	公共下水道 (普及率99.8%)、 重点対策湖沼		あり	湖沼Ⅴ 59年度指定
	倶多楽湖	貧栄養	湖沼 AA(1)	○ 0.9	× 1.3	○ 0.9	○ 1.0	○ 1.0	なし		水産	なし	湖沼Ⅰ(Pのみ) 元年度指定
	佐幌ダム貯水池	中栄養	湖沼 A(3)	○ 2.0	○ 2.2	○ 1.9	○ 1.8	○ 2.1	レクリエーション施設、家畜		水産	なし	湖沼Ⅲ(Pのみ) 10年度指定
海域	サロマ湖	貧～中 栄養	海域 A(2)	○ 1.8	× 2.3	○ 1.9	○ 2.1	○ 1.7	ホテル、一般家庭、家畜、工場	上乗せ排水基準	水産	なし	海域Ⅰ 10年度指定
	能取湖	貧～中 栄養	海域 B(3)	○ 2.5	○ 2.1	○ 1.9	○ 2.2	○ 2.5	旅館、一般家庭、家畜、工場	上乗せ排水基準	水産	なし	
	厚岸湖	富栄養	海域 B(3)	× 4.8	× 4.5	○ 4.1	× 3.9	× 4.3	一般家庭、家畜、工場	上乗せ排水基準	水産	なし	
	風蓮湖	富栄養	海域 A(5)	× 5.1	× 5.3	× 6.5	× 5.3	× 5.2	農地、家畜		水産	なし	
河川	荻戸川	富栄養	河川 B(3)	上流	× 4.7	○ 2.9	× 3.3	× 5.2	× 5.5	都市排水	石狩川水域に上乗せ排水基準	水産	あり
				中流	× 4.8	× 4.1	× 4.1	× 5.1	× 3.4				
				下流	× 3.9	× 3.1	× 3.8	× 3.6	× 3.4				

※1 環境基準達成状況欄中、○印は達成、×印は未達成を表す。同欄の数値は、当該年度の環境基準点における測定値の75%値を示し、環境基準点が複数あるときは、その最大値を示す。

※2 水域類型欄の()内の数値は、湖沼及び海域においてはCODの基準値、河川においてはBODの基準値を示す。

※3 風蓮湖は海域A類型であるが、自然由来を考慮して、CODの基準値は5mg/lと定められている。

資料14 騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域の指定市町

振興局名	指定市町	指定数	振興局名	指定市町	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、栗山町、奈井江町、由仁町、新十津川町、長沼町、浦臼町、月形町、南幌町	10市 8町	上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、美瑛町、上富良野町、鷹栖町、東神楽町、東川町、当麻町、下川町、美深町	4市 8町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町	留萌	留萌市、羽幌町、増毛町	1市 2町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、余市町、古平町	1市 5町	宗谷	稚内市、枝幸町	1市 1町
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	4市 6町		網走市、北見市、紋別市、美幌町、遠軽町、大空町、斜里町、興部町、雄武町	3市 6町
日高	新ひだか町、浦河町、日高町	3町		帯広市、音更町、士幌町、芽室町、幕別町、本別町、清水町、池田町、足寄町、新得町、広尾町、大樹町、浦幌町	1市 12町
渡島	函館市、北斗市、七飯町、森町、八雲町、松前町、福島町、長万部町	2市 6町	十勝	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町	1市 5町
			釧路	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
檜山	江差町、今金町、せたな町	3町	根室	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
計					35市 68町

※1 平成27年度末現在

※2 上記市町は騒音に係る環境基準の地域類型市町でもある。

資料15 騒音規制法及び振動規制法に基づく工場・特定施設等の届出状況

騒音規制法（工場数・特定施設数）

騒音の種類	施設数	工場等実数	施設数
金属加工機		517	1,560
空気圧縮機等		2,792	15,796
土石用破砕機等		76	317
織機		0	0
建設用資材製造機械		123	179
穀物用製粉機		23	73
木材加工機械		432	1,729
抄紙機		7	29
印刷機械		367	1,716
合成樹脂用射出成型器		22	164
鋳造型機		11	26
合計		4,370	21,595

※ 平成26年度

振動規制法（工場数・特定施設数）

振動の種類	施設数	工場等実数	施設数
金属加工機		471	1,602
圧縮機		1,275	3,449
土石用破砕機等		92	369
織機		1	1
コンクリートブロックマシン等		40	89
木材加工機械		112	206
印刷機械		214	699
ローラー機		6	37
合成樹脂用射出成型器		20	135
鋳造型機		37	100
合計		2,268	6,687

※ 平成26年度

資料16 騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業の届出件数

騒音規制法

作業の種類	年度		
	H24	H25	H26
くい打機を使用する作業	207	212	190
びょう打機を使用する作業	0	0	1
さく岩機を使用する作業	696	959	979
空気圧縮機を使用する作業	31	21	30
コンクリートプラント等を設けて行う作業	2	7	2
バックホウを使用する作業	116	129	77
トラクターショベルを使用する作業	10	23	12
ブルドーザーを使用する作業	7	9	15
計	1,069	1,360	1,306

振動規制法

作業の種類	年度		
	H24	H25	H26
くい打機を使用する作業	272	242	268
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0
舗装版破壊機を使用する作業	8	11	10
ブレーカーを使用する作業	488	514	506
計	768	767	784

資料17 航空機騒音の測定結果及び環境基準の類型指定地域（平成27年度）

空港名	測定点所在地	地域の類型	評価値	測定機関	測定期間
千歳飛行場・新千歳空港	千歳市北斗1丁目3	I	51	千歳市	4月1日～3月31日
	千歳市里美3丁目4	I	44		
	千歳市住吉1丁目11	II	*64		
	千歳市寿1丁目12	II	60		
	千歳市青葉丘2015	II	*66		
	千歳市東雲町3丁目3-1	II	62		
	千歳市駒里849	II	48		
	千歳市根志越19	II	59		
	苫小牧市植苗129	II	52	苫小牧市	
	苫小牧市植苗282	II	59		
	苫小牧市沼ノ端18	II	54		
	苫小牧市沼ノ端中央4丁目11	II	53		
	苫小牧市植苗40-55	II	51	北海道	
	千歳市富丘3丁目22	I	53		
	千歳市梅ヶ丘1丁目	II	60		
	千歳市東郊1丁目	II	60		
	千歳市根志越66-2	II	56		
	千歳市旭が丘4丁目3	II	61		
	千歳市駒里2212-2	II	51		
	千歳市日の出1丁目1-23	II	60		
	千歳市弥生3丁目8	II	60		
	千歳市稲穂4丁目3-1	II	61		
	苫小牧市植苗190	II	57		
	苫小牧市沼ノ端250	II	54		
	苫小牧市植苗93	II	46		
	苫小牧市美沢10	II	47		
苫小牧市植苗150-3	II	57			
苫小牧市植苗227	II	55			
苫小牧市勇払21	II	50			
苫小牧市沼ノ端264-4	II	54			
苫小牧市勇払27-23	II	51			
函館空港	函館市古川町7	II	53	北海道	7月14日～7月20日
	函館市湯川町3丁目38-38	II	54		
稚内空港	稚内市富岡5-1	I	35	北海道	7月23日～7月29日
	稚内市声間5丁目	II	34		

※1 評価値の単位：Lden[dB]

※2 評価値の「*」は、環境基準が未達成であることを示す。

※3 環境基準：類型Ⅰの地域57以下、類型Ⅱの地域では62以下。

資料18 公害苦情処理事務を行う職員数

受理機関	合計	公害苦情相談員			その他の公害主管課職員		
		計	専任	兼任	計	専任	兼任
道	96	15	0	15	81	0	81
市町村	606	12	0	12	594	0	594
計	702	27	0	27	675	0	675

※平成26年度末現在

資料19 悪臭防止法に基づく規制地域の指定市町

振興局名	指 定 市 町	指定数	振興局名	指 定 市 町	指定数
空知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、栗山町、奈井江町、長沼町、南幌町	10市 4町	上川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、美瑛町、上富良野町、鷹栖町、東神楽町	4市 4町
石狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町	6市 1町	留萌	留萌市、羽幌町	1市 1町
後志	小樽市、倶知安町、共和町、岩内町、余市町	1市 4町	宗谷	稚内市	1市
胆振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、洞爺湖町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	4市 5町	オホーツク	網走市、北見市、紋別市、美幌町、遠軽町、大空町、斜里町	3市 4町
日高	新ひだか町、浦河町、日高町	3町	十勝	帯広市、音更町、士幌町、芽室町、幕別町、豊頃町、本別町、清水町、池田町、足寄町、新得町、鹿追町、広尾町、浦幌町	1市 13町
渡島	函館市、北斗市、七飯町、八雲町	2市 2町	釧路	釧路市、釧路町、白糠町、厚岸町、標茶町、弟子屈町	1市 5町 2町
檜山		0	根室	根室市、中標津町、別海町	1市 2町
※ 平成27年度未現在			計		35市 48町

資料20 土壌汚染対策法施行状況（平成27年度）

関 連 条 文	法第3条			法第4条			法第6条	法第11条	法第14条
	有害物質 使用特定 施設の廃 止件数	うち、一時 的免除件 数	調査結果 報告件数	形質変更 届出件数	うち、調査 命令件数	調査結果 報告件数	要措置区 域件数	形質変更 時要届出 区域件数	申請件数
北海道	6	4	2	1,295	0	0	1	25	3
札幌市	8	6	2	82	1	1	4	7	2
函館市	0	0	0	13	0	0	0	2	0
旭川市	3	2	0	35	0	0	0	0	0
合 計	17	12	4	1,425	1	1	5	34	5

資料21-1 特定調達品目調達実績（公共工事を除く）

特定調達品目		単位	調達目標	調達実績	総調達量	特定物品調達量
紙類（7）		枚・個	100%	90.7%	435,450,552	433,022,112
文具類（83）		本・個・枚・冊・kg	100%	95.5%	5,110,958	5,063,049
オフィス家具等（10）		脚・台・個	100%	96.6%	6,473	6,400
OA機器（19）		台・個	100%	96.7%	163,878	161,350
移動電話（2）		個	100%	95.2%	63	57
家電製品（6）		台	100%	93.5%	170	167
ITデバイス等（3）		台	100%	85.0%	57	42
温水器等（4）		台	100%	100.0%	157	157
照明（5）	蛍光灯照明器具	台	100%	92.4%	1,978	1,827
	LED照明器具	個	100%	99.5%	215	214
	LEDを光源とした内相式表示灯	個	100%	96.4%	28	27
	蛍光ランプ	本	100%	88.4%	30,523	26,986
	電球形状ランプ	個	100%	90.2%	3,375	3,043
自動車等（5）	自動車	台	100%	81.4%	113	92
	ETC対応車載器	個	100%	100.0%	9	9
	カーナビゲーションシステム	個	100%	100.0%	12	12
	乗用車用タイヤ	本	100%	95.9%	9,299	8,919
	2サイクルエンジン油	ℓ	100%	86.3%	810	699
消火器（1）		台	100%	99.7%	3,640	3,630
制服・作業服（3）		着	100%	80.9%	5,376	4,496
インテリア・寝装寝具（10）		枚・台・m ²	100%	85.1%	1,474	1,349
作業手袋（1）		双	100%	99.0%	32,940	32,595
その他繊維製品（7）		枚・個	100%	96.8%	3,472	3,197
防災備蓄用品（10）		個・kg・ℓ	100%	94.3%	4,034	4,030
役務	省エネルギー診断	件	100%	100.0%	10	10
	印刷物	件	100%	99.4%	22,274	22,133
	食堂	件	生ゴミ再生排出に努める	80.0%	10	8
	自動車専用タイヤ更生	本	100%	100.0%	5	5
	自動車整備	台	再生品の使用に努める	64.1%	6,564	4,209
	庁舎管理	件	100%	98.2%	113	111
	植栽管理	件	100%	97.4%	39	38
	清掃	件	100%	88.7%	1,389	1,232
	機密文書処理	件	100%	94.3%	53	50
	害虫防除	件	100%	95.0%	20	19
	輸配送	件	100%	100.0%	12,918	12,916
	旅客輸送	件	100%	100.0%	8	8
	庁舎等において営業を行う小売業務	件	100%	100.0%	20	20
	クリーニング	件	100%	90.6%	5,101	4,623
	飲料自動販売機設置	件	100%	98.9%	91	90
引越輸送	件	100%	66.7%	6	4	

※1 平成26年度

※2 調達目標を掲げていない特定調達品目を除く。

※3 特定調達品目には個別の品目をまとめて区分したものがあることから、調達実績（%）は総調達量と特定物品調達量の単純な割合とは一致しない。

資料21-2 特定調達品目調達実績（公共工事）

品目分類	品目名	単位	数量			数量割合 (%)
			特定調達品目	類似品目	合計	
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	m ³	0	246,668	246,668	0.0%
	土工用水砕スラグ	m ³	0			
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	0			
	フィヨックスラグを用いたケーソン中詰め材	m ³	0			
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m ³	2,568	0	2,568	100.0%
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m ³	32	0	5,083	100.0%
	フェロニッケルスラグ骨材	m ³	0			
	銅スラグ骨材	m ³	5,039			
	電気炉酸化スラグ骨材	m ³	12			
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	m ³	159,380	23,256	182,744	87.3%
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	m ³	108			
	中温化アスファルト混合物	m ³	0			
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m ³	2,387	297,340	705,539	57.9%
	再生骨材	m ³	405,812			
小径丸太材	間伐材	m ³	2,817		2,817	100.0%
混合セメント	高炉セメント	T	29,218	2310	35,000	93.4%
	フライアッシュセメント	T	3,472			
	生コンクリート（高炉）	m ³	331,245			
	生コンクリート（フライアッシュ）	m ³	1,814			
セメント	エコセメント	m ³	5		5	100.0%
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート	m ³	153		153	100.0%
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m ³	0	2,784	2,784	0.0%
塗料	下塗用塗料（重防食）	kg	61,472	174,261	235,733	26.1%
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	kg	269	391,445	391,714	0.1%
園芸資材	パークたい肥	m ³	2,590	0	2,590	100.0%
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）	m ³	0			
道路照明	環境配慮型道路照明	基	620	0	620	100.0%
タイル	陶磁器質タイル	m ²	503	30	533	94.4%
建具	断熱サッシ	個数	394		394	100.0%
	断熱ドア	個数	57		57	100.0%
製材等	製材	m ³	5,523		5,523	100.0%
	集成材	m ³	1,830		1,830	100.0%
	合板	m ³	4,798		4,798	100.0%
	単板積層材	m ³	317		317	100.0%
フローリング	フローリング	m ²	6,752	0	6,752	100.0%
再生木質ボード	パーティクルボード	m ²	1,071	0	1,071	100.0%
	木質系セメント板	m ²	226	0	226	100.0%
ビニル系床材	ビニル系床材	m ²	5,236	413	5,649	92.7%
断熱材	断熱材	m ²	24,504		24,504	100.0%
照明機器	照明制御システム	工事数	24	0	24	100.0%
変圧器	変圧器	台	10	0	10	100.0%
空調用機器	吸収冷温水器	台	1	0	1	100.0%
	氷蓄熱式空調機器	台	1	0	1	100.0%
	ガスリフットホップ式空気調和機	台	2	0	2	100.0%
配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	m	5,544	37,339	42,883	12.9%
衛生器具	自動水栓	工事数	20	0	20	100.0%
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	32	0	32	100.0%
	洋風便器	工事数	72	0	72	100.0%
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠	m ²	16,337	27,017	43,354	37.7%
建設機械	排出ガス対策型建設機械	工事数	932	0	932	100.0%
	低騒音型建設機械	工事数	631	0	631	100.0%
	低騒音・排出ガス対策型建設機械	工事数	2,387	2	2,389	99.9%
工法	低品質土有効利用工法	工事数	7	0	7	100.0%
	建設汚泥再生処理工法	工事数	2	0	2	100.0%
	コンクリート塊再生処理工法	工事数	43	0	43	100.0%
	路上表層再生工法	工事数	20		20	100.0%
	路上再生路盤工法	工事数	27		27	100.0%
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	工事数	75	1	76	98.7%
目的物	排水性舗装	工事数	7		7	100.0%
	透水性舗装	工事数	2		2	100.0%

※1 平成26年度

※2 公共工事関係の調達目標については「可能な限り調達に努めること」としている。

※3 表中の「数量割合」は特定調達品目と類似品目の合計数量に占める特定調達品目の割合である。

※4 類似品目の特定が困難な品目については、特定調達品目の調達量のみを表示している。

※5 調達実績がなかった品目については、除いている。

環境行政の歩み

- 昭和 6.4 「国立公園法」の制定
 9.12 阿寒、大雪山国立公園の指定
 24.5 支笏洞爺国立公園の指定
 25.8 「北海道立公園条例」の制定
 襟裳道立公園の指定
 29.4 「清掃法」の制定
 30.4 厚岸、富良野芦別道立公園の指定
 32.6 「自然公園法」の制定（国立公園法の廃止）
 33.4 「北海道立自然公園条例」の制定（北海道立公園条例の廃止）
 33.7 大沼、網走国定公園の指定
 33.9 北海道立自然公園審議会の設置
 33.12 「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の制定
 35.4 檜山道立自然公園の指定
 36.6 恵山道立自然公園の指定
 36.12 北海道ばい煙対策審議会の設置
 37.4 暑寒別道立自然公園の指定
 37.5 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の制定
 37.12 野付風蓮道立自然公園の指定
 38.3 「狩猟法」を「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正
 38.7 ニセコ積丹小樽海岸国定公園の指定
 38.12 北海道鳥獣保護審議会の設置
 「第1次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
 39.2 北海道公害対策審議会の設置（北海道ばい煙対策審議会の廃止）
 天売焼尻道立自然公園の指定
 39.3 石狩川上流部における水稲被害問題の解決
 39.6 知床国立公園の指定
 40.5 「支庁公害対策連絡協議会設置要領」の制定
 40.11 北海道無煙燃料開発促進協議会の設置
 北海道地方行政連絡会議に公害部会の設置
 41.11 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」に基づき室蘭市を指定地域に指定
 42.1 「第2次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
 42.8 「公害対策基本法」の制定
 43.5 松前矢越、北オホーツク道立自然公園、道立自然公園野幌森林公園の指定
 43.6 「大気汚染防止法」の制定（ばい煙の排出の規制等に関する法律の廃止）
 「騒音規制法」の制定
 44.2 「公害対策基本法」に基づき二酸化硫黄に係る環境基準を設定
 44.10 「北海道公害防止条例」の制定
 44.11 「騒音規制法」に基づき札幌市など8市を指定地域に指定
 44.12 「大気汚染防止法」に基づき札幌市を指定地域に指定
 45.2 「公害対策基本法」に基づき一酸化炭素に係る環境基準を設定
 45.4 北海道公害防止研究所の設置（衛生研究所公害部の昇格）
 45.6 「公害紛争処理法」の制定
 45.7 北海道公害防止施設改善資金貸付制度の創設
 45.8 北海道公害対策本部の設置（北海道地方行政連絡会議公害部会の廃止）
 45.9 「公害対策基本法」に基づく水質環境基準生活環境項目を石狩川等3水域に類型指定
 45.10 小樽市（花園交差点）に自動車排出ガスによる汚染問題起こる
 「北海道自然保護条例」の制定
 道議会公害対策特別委員会の設置
 「北海道公害紛争処理条例」の制定
 45.11 北海道公害審査会の設置
 支庁、保健所等に公害苦情相談員の設置
 45.12 共和村等にカドミウム汚染の問題起こる
 水質汚濁防止法の制定
 大気汚染防止法の改正等公害関係14法の改正、整備（公共用水域の水質の保全に関する法律及び工場排水等の規制に関する法律の廃止、大気汚染防止法に基づく指定地域制の廃止）
 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の制定
 46.1 北海道自然保護審議会の設置
 46.3 室蘭保健所にテレメータの設置（49.4 室蘭市に移管）
 46.6 「悪臭防止法」の制定
 「大気汚染防止法」に基づき札幌市を燃料規制地域に指定（51.9 旭川市指定）
 「騒音規制法」に基づき自動車騒音の大きさの許容限度を設定
 46.7 環境庁の発足
 46.10 「北海道公害防止条例」の全部改正
 栗山地区において六価クロム汚染問題起こる
 46.12 北海道水質審議会の設置
 「公害対策基本法」に基づく水質環境基準（健康項目）の設定
 47.1 「公害対策基本法」に基づく浮遊粒子状物質に係る環境基準の設定
 47.3 「支庁管内環境保全対策連絡協議会設置要領」の制定（支庁公害対策連絡協議会設置要領の廃止）
 苫小牧アルミ工場の赤泥処理問題解決
 余市岳等36地区を環境緑地保護地区等に指定
 「第3次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
 47.4 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく上乗せ排水基準を石狩川等7水域に指定
 47.5 全国にPCB汚染問題起こる
 47.6 「自然環境保全法」の制定
 狩場茂津多道立自然公園の指定
 47.7 公害監視委員の設置
 北海道公害防止基金制度の発足（北海道公害防止施設改善資金貸付制度の廃止）
 47.9 「公害防止推進計画」の作成10地域
 47.12 自動車排出ガスの量の許容限度を設定
 48.3 北海道苫小牧公害防止センターの設置（55.3 苫小牧市に移管）
 48.5 「公害対策基本法」に基づき二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準を設定
 48.10 「公害健康被害補償法」の制定

- 48.11 北海道地方行政連絡会議に環境保全部会の設置（北海道公害対策本部の廃止）
- 48.12 「北海道自然環境等保全条例」の制定（北海道自然保護条例の廃止）
49. 1 北海道自然環境等保全審議会の設置（北海道 自然公園審議会、北海道鳥獣保護審議会、北海道自然保護審議会の廃止）
49. 4 「公害対策基本法」に基づく騒音環境基準を札幌市等32市9町に類型指定
朱鞠内道立自然公園の指定
49. 5 北海道特定開発行為審査会の設置
「北海道公害苦情処理要綱」の制定（公害苦情処理要綱の廃止）
生活環境部にアセスメント担当主査の設置
伊達地方環境監視室の設置
49. 6 「国土利用計画法」の制定
49. 7 「悪臭防止法」に基づき函館市等10市5町を規制地域に指定
49. 9 北方圏環境会議の開催
利尻礼文サロベツ国立公園の指定
- 49.10 「北海道自然環境保全基本方針」の策定
- 49.11 「国立、国定公園内における各種行為に関する審査指針」の策定
- 49.12 「苫小牧地域公害防止計画」の策定
支庁に土地利用係を設置
「産業廃棄物処理計画」の策定
50. 1 「北海道公害防止条例施行規則」の一部を改正（粉じん発生施設に係る構造等の基準の設定）
50. 3 「公害対策基本法」に基づく航空機騒音環境基準を札幌市等9市23町に類型指定
江別市等13地域で「緑化推進計画」を作成
50. 7 「北海道土地利用基本計画」の決定
51. 2 「室蘭地域公害防止計画」の策定
51. 5 7地域（大千軒岳、静狩礼文華、松山ピヤシリ、以久科海岸、尾幌、落石岬、コルリ島）を道自然環境保全地域に指定
51. 6 「振動規制法」の制定
52. 1 「札幌地域公害防止計画」の策定
52. 3 「第4次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
- 52.12 「自然環境保全法」に基づき、十勝川源流部原生自然環境保全地域、大平山自然環境保全地域を指定
53. 1 天塩岳道立自然公園の指定
53. 3 「振動規制法」に基づき札幌市等11市5町を指定地域に指定
53. 7 「北海道環境影響評価条例」の制定
- 53.10 北海道環境影響評価審議会の設置
54. 1 北海道環境影響評価条例の全面施行
55. 2 自然環境保全法に基づき、遠野別岳原生自然環境保全地域を指定
55. 3 「りんを含む合成洗剤対策推進要綱」の制定
55. 4 苫小牧地方環境監視センターの設置
55. 6 釧路湿原をラムサール条約湿地に登録
- 55.11 斜里岳道立自然公園の指定
- 56.10 日高山脈襟裳国定公園の指定
57. 1 「札幌地域公害防止計画」の策定（第2次計画）
57. 3 「第5次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
57. 4 「みどりの環境構想」の策定
- 57.12 湖沼の窒素及びりんに係る環境基準の設定
58. 4 「北海道緑化指針」の策定
- 「北海道開拓の村」の開村
59. 1 「北海道スパイクタイヤ使用自粛指導に関する実施要綱」の制定（59年4月1日から施行）
59. 3 「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」の制定
59. 7 「湖沼水質保全特別措置法」の制定
59. 8 「環境影響評価実施要綱」の閣議決定
60. 5 湖沼の窒素及びりんに係る排水基準の設定
61. 1 北海道公害防止条例の一部改正に伴い、北海道水質審議会を北海道公害対策審議会に統合
61. 2 「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」の締結
61. 4 北海道原子力環境センターの設置
61. 8 北海道公害審査会における「スパイクタイヤの販売停止を求める調停申請事件」の解決
62. 1 「札幌地域公害防止計画」策定（第3次計画）
62. 4 「第6次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
62. 7 釧路湿原国立公園の指定
63. 5 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」の制定
63. 6 公害等調整委員会における「スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件」の解決
63. 7 「アスベスト問題対策基本方針」の制定
- 平成元. 2 「北海道環境管理計画（豊かな自然とよりよい環境をめざして）」の策定
- 元. 4 「悪臭防止法」に基づき大野町ほか2町を規制地域に指定
- 元. 7 「北海道自然環境保全指針」の策定
窒素及びりんに係る排水基準の適用対象湖沼の追加
クッチャロ湖をラムサール条約湿地に登録
- 元.10 「北海道脱スパイクタイヤ推進条例」の制定
「北海道湖沼環境保全基本指針」の策定
- 元.11 ゴルフ場で使用される農薬による養殖魚等のへい死事故の発生
2. 3 「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」の制定
「北海道環境保全基金」の創設
2. 6 スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」の制定
2. 8 暑寒別天売焼尻国定公園の指定
2. 9 第3回北方圏会議（米国アンカレッジ市で開催）への参加
暑寒別道立自然公園及び天売焼尻道立自然公園の指定の解除
- 2.10 「地球温暖化防止行動計画」の策定
「北海道快適環境づくり指針」の策定
- 2.11 「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」の策定
「北海道リゾート開発指針」の策定
- 2.12 北海道湖沼環境保全基本指針に基づき春採湖を重点対策湖沼に指定
3. 3 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき札幌市など6市1町を指定地域に指定（第1次指定）
「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針（暫定版）」の策定
3. 4 「再生資源の利用の促進に関する法律」の制定
3. 5 北海道公害防止研究所を北海道環境科学研究センターに組織改正

3. 8 「公害対策基本法」に基づく土壌の汚染に関する環境基準の設定
- 3.10 「再生資源の利用の促進に関する法律」の全面施行
- 3.12 ウトナイ湖をラムサール条約湿地に登録
4. 3 「第3次北海道産業廃棄物処理計画」の策定
「北海道みどりの環境づくり計画」の策定
「札幌地域公害防止計画」の策定（第4次計画）
4. 4 「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づきクッチャロ湖を重点対策湖沼に指定
「第7次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
4. 6 「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」がブラジルのリオデジャネイロで開催
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の制定
4. 8 「第34回自然公園大会」を支笏湖畔で開催
「湿原保全国際フォーラム」を浜中町、釧路市、札幌市で開催
- 4.10 「北方圏フォーラム」理事会の開催（道提案プロジェクトの実施計画の採択）
「アジア湿原シンポジウム」を釧路市で開催
- 4.11 「廃棄物の減量化・リサイクルアクションプラン」の策定
- 4.12 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき旭川市など20市65町を指定地域に追加指定（第2次指定）
5. 3 水質汚濁に係る環境基準及び地下水の評価基準の改正並びに要監視項目の設定
「ゴルフ場における芝の病害虫・雑草防除指針」の策定
5. 4 地球環境問題、環境教育、湿原保全など新たな環境問題に対応するための組織の一部強化
「トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る大気環境指針（暫定値）」の制定
「環境アドバイザー」制度の創設
5. 5 「生物多様性条約」を日本が締結
5. 6 「ラムサール条約第5回締約国会議」が釧路市で開催
霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原をラムサール条約湿地に登録
5. 7 「北方圏フォーラム環境関連プロジェクト委員会」、「北方圏環境・野生動物シンポジウム」を札幌市で開催
- 5.11 「環境基本法」制定（「公害対策基本法」廃止）
- 5.12 「水道水の水質基準に関する省令」の施行
「アジェンダ21行動計画」の策定
「生物多様性条約」発効
6. 3 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」制定
「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」制定
「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき留萌市など5市5町を指定地域に追加指定（第3次指定）
6. 6 「北海道湿原保全マスタープラン」の策定
6. 7 「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境保全指針」の策定
6. 8 「北海道環境審議会条例」を施行
北海道公害対策審議会を廃止し、北海道環境審議会を設置
- 6.12 「環境基本法」に基づく「環境基本計画」を閣議決定
7. 6 保健環境部に環境室を設置（環境政策課、環境対策課、環境整備課、自然保護課）
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の制定
7. 9 北海道環境審議会から「北海道の環境行政のあり方」について答申
- 7.10 「北方圏フォーラム総会」の開催（札幌市、赤井川村）、「北方圏フォーラム環境関連プロジェクト委員会」の開催（札幌市）
「生物多様性国家戦略」を閣議決定
- 7.11 「北海道湖沼環境保全基本指針」に基づき大沼を重点対策湖沼に指定
8. 1 北海道環境基本条例素案骨子を公表。広く道民意見を公募
8. 3 「北海道環境配慮指針（オフィス編）」の策定
「釧路湿原保全プラン」の策定
8. 4 「北海道地球環境保全行動指針（アジェンダ21北海道）」の策定
8. 5 「大気汚染防止法」の改正
8. 7 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づき小樽市など3市9町2村を指定地域に追加指定（第4次指定）
8. 9 北方圏フォーラムにおいて「北方圏野生動物保護管理指針」を策定
- 8.10 「北海道環境基本条例」の制定
北海道環境基本条例の制定に伴う「北海道公害防止条例」及び「北海道自然環境等保全条例」の一部改正
「北海道野生動物保護管理指針」の策定
- 8.12 「北海道環境配慮指針（公共事業編）」の策定
「環境基本法」に基づきベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンに係る環境基準を設定
9. 2 「札幌地域公害防止計画」の策定（第5次計画）
9. 3 地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定
9. 4 （財）北海道環境財団の設立
北海道環境基本条例に基づき「環境保全推進委員」（300名）を設置（公害監視委員の廃止）
北海道環境審議会から「北海道の水道水源の保全の基本的な考え方について」答申
「第8次北海道鳥獣保護事業計画」策定
9. 5 「全道みな下水道構想」の策定
保健環境部から環境生活部に組織改正
9. 6 環境科学研究センターに道東地区野生生物室を設置
「環境影響評価法」の制定
- 9.12 「ごみ処理の広域化計画」の策定
10. 2 「北海道新エネルギー・ローカルエネルギービジョン」の策定
10. 3 「北海道環境基本計画」策定
「道東地域エソシカ保護管理計画」策定
「サロベツ湿原群保全プラン」策定
「北海道の水道水源保全に関する基本方針」策定

10. 4 環境科学研究センターに道南地区野生動物室を設置
10. 6 「特定家庭用機器再商品化法」の制定
- 10.10 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定
「北海道環境影響評価条例」の全面改定
11. 2 公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正
11. 3 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定
11. 4 (財)北海道環境財団を「北海道地球温暖化防止活動推進センター」に指定
「クッチャロ湖湿原保全プラン」策定
11. 6 「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」(北海道環境ホルモン取組方針)の策定
11. 7 「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定
「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」の制定
- 11.12 「環境基本法」に基づきダイオキシン類に係る環境基準を設定
12. 3 「ごみゼロ・プログラム北海道」策定
「雨竜沼湿原保全プラン」策定
12. 4 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の全面施行
北海道自然環境保全審議会と北海道環境審議会を統合し、新たな北海道環境審議会を設置
12. 5 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の制定
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布
12. 6 「北海道地球温暖化防止計画」策定
「循環型社会形成推進基本法」の制定
「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の制定
「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正(「資源の有効な利用の促進に関する法律」に名称変更)
「北海道環境管理システム」の運用開始
「エコランド北海道21プラン」の策定
12. 9 「エゾシカ保護管理計画(第1期)」の策定
- 12.11 「北海道環境管理システム」がISO14001認証取得
13. 2 「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画」の策定
13. 3 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」の制定
「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」の制定
「北海道レッドデータブック2001」を公表
13. 4 「環境基本法」に基づきシクロロメタンに係る環境基準を設定
「特定家庭用機器再商品化法」の全面施行
「資源の有効な利用の促進に関する法律」の全面施行
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の施行
北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館の設置
13. 5 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の全面施行
- 「北海道地球温暖化防止活動推進員」制度の創設
13. 6 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の制定
「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収・破壊法)の制定
13. 7 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」の施行
13. 8 「北海道グリーン購入基本方針」の策定
13. 9 「札幌地域公害防止計画」の策定(第6次計画)
- 13.12 「北海道廃棄物処理計画」の策定
14. 3 「第9次北海道鳥獣保護事業計画」策定
「エゾシカ保護管理計画(第2期)」の策定
「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物12種を指定(1次指定)
「新・生物多様性国家戦略」を閣議決定
「北海道森林づくり条例」制定
14. 4 出先機関における北海道環境管理システムの準用開始
「自然公園法」の一部改正(生物の多様性の確保の観点を示明)
14. 5 「土壌汚染対策法」の制定
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の全面施行
14. 6 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物12種のうち、7種を特定希少野生動植物に指定
「鳥獣保護及狩猟二関スル法律」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改正
14. 7 「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」の制定
14. 8 「持続可能な開発に関する世界サミット」開催
- 14.11 宮島沼をラムサール条約湿地に登録
15. 3 「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」の制定
「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定
「北海道アライグマ対策基本方針」、「アライグマ対策行動計画」の策定
15. 6 循環型社会の構築を推進するための組織の一部強化
15. 7 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定
16. 3 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づきヒダカソウ生育地保護区を指定
「北海道の外来種リスト～北海道ブルーリスト2004～」の作成
「全道みな下水道構想リニューアルプラン」の策定
16. 4 「循環的利用施設の整備促進に向けた基本的な考え方」の策定
16. 5 「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定希少野生動植物8種を指定(2次指定)
16. 6 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の制定
16. 7 「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」の設置

- 16.11 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の全面施行
- 16.12 「北海道再生品利用拡大方針」の策定及び「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱（リサイクル製品認定制度）」の創設
- 17.1 「自動車リサイクル法」の本格施行
- 17.2 「京都議定書」の発効
- 17.3 「北海道循環型社会推進基本計画」の策定及び「北海道廃棄物処理計画」の改定
「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更
「循環型社会の形成に向けたリサイクル関連産業支援方針」の策定
- 17.6 「地球温暖化対策推進法」の改正
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の施行
「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正（動物取扱業の登録制、特定動物の飼養許可制の新設）
「湖沼水質保全特別措置法」の改正
- 17.7 「知床」の世界自然遺産登録
- 17.9 「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」の設置
- 17.10 環境室に参事（知床遺産）を設置
- 17.11 雨竜沼湿原、サロベツ原野、濤沸湖、阿寒湖、風蓮湖・春国岱、野付半島・野付湾をラムサール条約湿地に登録
「北海道PCB廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の締結
- 17.12 「北海道環境教育基本方針」の策定
「北海道循環資源利用促進税条例」の制定
「北海道ゼロ・エミ大賞表彰制度」の創設
- 18.2 「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定
「建築物における吹付けアスベスト等の飛散防止措置に関する指導指針」の策定
- 18.3 「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の策定
- 18.4 組織機構改正により環境室から環境局へ
- 18.7 「北海道リサイクルブランド認定及び利用推進要綱」（北海道リサイクルブランド認定制度）の創設
- 18.10 「北海道循環資源利用促進税条例」の施行
- 18.12 「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」の作成
- 19.3 「第9次北海道鳥獣保護事業計画」の変更（計画期間の延長）
「エゾシカ保護管理計画」の変更（計画期間の延長）
- 19.5 横津岳及び袴腰岳を恵山道立自然公園に編入
- 19.6 野幌森林公園事務所の廃止
「エコツーリズム推進法」の制定
- 19.11 「第3次生物多様性国家戦略」を閣議決定
- 20.2 「北海道動物愛護管理推進計画」の策定
- 20.3 「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」の策定
「第10次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
「エゾシカ保護管理計画（第3期）」の策定
苫小牧地方環境監視センターの廃止
「北海道における高度技術の利用に伴う化学物質等の管理に関する環境保全指針」の廃止
「北海道の内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」の改訂（「北海道の化学物質問題に関する取組方針」と名称変更）
- 20.4 自然環境課と参事（知床遺産）を統合
「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更
- 20.5 北海道PCB廃棄物処理事業の操業開始
- 20.7 北海道洞爺湖サミットの開催
- 20.10 「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」の制定
- 21.3 「北海道地球温暖化防止対策条例」の制定
「北海道環境行動計画（どうみんグリーンアクション）」の策定
北海道脱スパイクタイヤ推進条例を見直し
「北海道スパイクタイヤ対策条例」に改題
- 21.4 「土壌汚染対策法」の改正
- 21.9 「環境基本法」に基づきPM2.5に係る環境基準を設定
- 22.3 「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定
- 22.4 環境生活部に地球温暖化対策室を設置
環境政策課と環境保全課を統合し、環境推進課を設置
「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例」の施行
「北海道循環型社会形成推進基本計画」の策定
- 22.5 「北海道地球温暖化対策推進計画」の策定
- 22.6 「北海道の外来種リスト～北海道ブルーリスト2010～」の作成
- 22.7 「北海道生物多様性保全計画」の策定
「渡島半島地域ヒグマ保護管理計画（第2期）」の策定
- 22.10 「生物多様性条約第10回締約国会議」が愛知県名古屋市中で開催
- 23.2 「北海道海岸漂着物対策推進計画」の策定
- 23.6 環境生活部にエゾシカ対策室を設置
- 24.3 「エゾシカ保護管理計画（第4期）」の策定
「第11次北海道鳥獣保護事業計画」の策定
- 24.7 大沼をラムサール条約湿地に登録
- 24.9 「生物多様性国家戦略2012-2020」を閣議決定
- 25.3 「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更
「北海道PCB廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の一部改定
「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」の制定（「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」の廃止）
「北海道環境影響評価条例」の一部改正（環境影響評価配慮書の追加、対象事業に風力発電を追加）
- 25.4 「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行
環境生活部にエゾシカ対策課を設置
自然環境課を生物多様性保全課に改称
- 26.1 「北海道希少野生動植物保護基本方針」の変更
- 26.3 「北海道エゾシカ対策推進条例」の制定
「北海道外来種対策基本方針」の策定
「北海道ヒグマ保護管理計画」の策定

- 「北海道環境教育等行動計画」の策定
- 26.4 「北海道生物多様性保全活動連携支援センター（HoBiCC）」の設立
- 26.5 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の改正
- 26.8 「北海道PCB廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」の一部改定
- 27.2 「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」の変更
- 27.3 「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更
 - 「北海道アザラシ管理計画」の策定
 - 「北海道循環型社会形成推進基本計画〔改訂版〕」の策定
 - 「北海道廃棄物処理計画（第4次）」の策定
- 27.4 「フロン排出抑制法」の全面施行
- 27.5 「第11次北海道鳥獣保護管理事業計画」の変更（名称の変更等）
 - 「北海道エゾシカ管理計画（第4期）」の変更
- 27.9 「北海道生物多様性保全計画」の一部変更
- 27.12 「パリ協定」の採択
 - 「エゾシカ肉処理施設認証制度」の創設
- 28.1 「北海道水素社会実現戦略ビジョン」の策定
- 28.3 「北海道環境影響評価条例」の一部改正
 - 「北海道知床世界自然遺産条例」の制定
 - 「北海道環境基本計画〔第2次計画〕」の改定
 - 「北海道海岸漂着物対策推進計画（第2次）」の策定

環境用語解説

あ

●ISO14001

国際標準化機構（ISO）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Act）というPDCA サイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。

●アオコ

淡水性赤潮ともいわれ、湖沼において藍藻類等の植物プランクトンが異常発生して水面が濃い緑色を呈する現象。

●悪性中皮腫

肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍。若い時期にアスベストを吸い込んだ人のほうが悪性中皮腫になりやすいことが知られており、潜伏期間は20～50年といわれている。

●一般廃棄物処理計画

ごみと生活排水（し尿、浄化槽汚泥を含む。）の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集する種類、処理施設の整備などについて、廃棄物処理法の規定に基づき市町村が定めるもの。

●エコスクール

太陽光や風力の活用、雨水・中水の利用など各種の省エネルギー対策を施すことによって省資源化を図っている学校施設や、学校内外の自然生態系を保護・育成できる工夫をしている学校施設、さらにこれらの対策を環境教育にも活用できるように配慮している学校施設。

●エコドライブ

環境にやさしい自動車の運転方法のこと。具体的には「ふんわりアクセル」、「加減速の少ない運転」、「駐停車時のアイドリングストップ」、「タイヤの空気圧の適正化」などがあり、自動車運転者一人ひとりの心がけが燃料消費量や温室効果ガスの削減につながる。

●エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

●エコビジネス

環境への負荷の少ない製品・サービスや環境保全に資する技術やシステムを提供する産業。

●エコランド北海道21プラン

企業の技術や施設を活用し、「ゼロ・エミッション」を基軸として循環型社会の構築を具現化するためのアクションプラン（平成12年6月策定）。豊かな自然環境と共生するリサイクル社会の形成などを基本コンセプトとしている。

●ESCO事業

ESCOは、Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーメリット（光熱費の削減等）の一部を報酬として享受する事業。顧客が事業資金を調達する「ギランティード・セイビングス契約」とESCO事業者が事業資金を調達する「シェアード・セイビングス契約」の2種類の契約形態があり、顧客のニーズに応じた対応が可能。

●オフセット・クレジット制度

直接削減できない二酸化炭素の排出分を、その排出量に見合った温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等により埋め合わせる「カーボン・オフセット」を促進し、これを通じて国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を、市場を流通する「オフセット・クレジット（J-VÉR）」として認証するための制度。

●温室効果ガス

太陽から地表に届いた熱を受けて地表から放射される赤外線を吸収し、吸収した熱を再び地表に向かって放射することで、地表を暖める効果を有するガス。

か

●外来種

野生生物が、本来の移動能力を超えて国内外の他の地域から人為によって意図的あるいは非意図的に導入された生物種。近年、国内外において、外来種が地域固有の生態系などに大きな脅威となる事例がクローズアップされている。本道においては、ペットとして導入されたアライグマなどによる生態系への影響などが懸念されている。

●家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法：平成13年4月施行）

特定家庭用機器廃棄物について、収集・運搬に関する小売業者の義務、再商品化等に関する製造業者等の義務、排出者の責務等を定め、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る法律。

現在、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目を特定家庭用機器として指定。

●カーボン・オフセット

日常生活や経済活動によって排出される温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減量や森林吸収量（クレジット）を用いて埋め合わせ（オフセット）すること。

●カーボンニュートラル

植物は燃やすと化石燃料と同様に二酸化炭素を排出するが、成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになる、という炭素循環の考え方。

●環境影響評価（環境アセスメント）

道路やダム、鉄道、発電所の建設、さらに宅地開発やゴルフ場などを造成する際に、あらかじめその事業が環境に

及ぼす影響について科学的な調査、予測、評価を行い、その過程や結果を公表して、住民や行政機関、専門家などの意見を聴き、これらを踏まえて、より環境保全に配慮した事業を作り上げる制度。

●環境管理システム（環境マネジメントシステム）

事業者等が環境に与える負荷を軽減するための方針等を自ら設定し、これらの達成に取り組んでいくための仕組み。このシステムの国際規格が「ISO14001」。

●環境基準

人の健康保護と生活環境を保全する上で維持されることと望ましい基準。現在、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音に係る基準が定められている。

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含み、環境基本法では、「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの」としている。

●揮発性有機化合物（VOC）

常温常圧で空气中に容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指す。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染する。また、大気中に放出され、光化学反応によってオキシダントや浮遊粒子状物質（SPM）の発生に関与していると考えられている。

●共同実施

京都メカニズムの1つ。先進国間で温室効果ガス削減事業を実施した場合、事業が実施されたホスト国で生じる削減量の全部または一部に相当する量の排出枠を、事業に投資した国がホスト国から獲得し、自国の削減目標の達成に利用することが出来る制度。

●京都議定書

平成9（1997）年12月に京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）において、二酸化炭素など温室効果ガス排出の先進国の削減目標として採択されたもの。削減対象の温室効果ガスを二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）の6種と定め、削減率は先進国全体で総排出量の1990年基準比で少なくとも5%以上、かつ国別にそれぞれ具体的な数値を割り当てて、これを2008年から2012年にかけて達成すべき義務を課するとともに、京都メカニズムが導入された。平成17（2005）年2月発効。

●京都メカニズム

京都議定書において導入された、国際的に協調して目標を達成するための仕組み。「排出量取引」、「共同実施」、「クリーン開発メカニズム」のこと。

●クリーン開発メカニズム（CDM）

京都メカニズムの1つ。先進国が途上国において実施した温室効果ガスの排出削減事業から生じる削減分を獲得し、

自国の削減目標の達成に利用することができる制度。

●グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質、デザインだけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

●グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律：平成12年5月31日公布）

国等の機関にグリーン購入を推進するための方針（調達方針）の作成と「調達方針」に基づく環境負荷の低減に資する物品、役務の調達を義務付け、国等が率先してグリーン購入を推進しようとする法律。

●グリーンツーリズム

ファームイン（農家が経営する民宿）や農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）をいう。

●建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律：平成12年5月31日公布）

特定の建設廃棄物を再資源化し、廃棄物の減量化を図る法律。建築物等の分別解体及び再資源化を義務付け、また、適正な解体工事の実施を図るために、解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置が義務付けられている。

●小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律：平成24年8月10日公布）

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

●小形二次電池

二次電池とは、充電して何度も使える電池で、家電、事務機器、通信機器、防災機器、雑貨など様々な製品において使用されている。このうち、主に家庭用機器に使用されている小形二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン二次電池、小形シール鉛蓄電池）については、電池製造事業者、機器製造事業者等によってリサイクルが行われている。

●固定価格買取制度（FIT）

Feed-in Tariff。再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格（タリフ）を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに、

一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。ドイツ、スペインなどでの導入の結果、風力や太陽光発電が大幅に増加した実績などが評価され、採用する国が増加している。一方で、国民負担の観点にも配慮が必要である。

●こどもエコクラブ

全国の幼児から高校生を対象に、子どもたちが興味や関心に基づいて自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブ。子ども（1名以上）とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。

●コプラナーPCB

狭義のダイオキシン(PCDD)と似た構造を持つ物質で、ダイオキシン類対策特別措置法において、PCDD及びPCDFにコプラナーPCBを含めて「ダイオキシン類」と定義している。

さ

●最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体。産業廃棄物の最終処分場には、遮断型(有害物質を埋立基準以上含む廃棄物)、安定型(がれき等)、管理型(汚泥等)の三つのタイプに分けられる。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

●酸性雨

化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化合物や窒素化合物などが大気中に取り込まれて生じる酸性の雨、雪、ガス、粒子などの降下物。通常pH(水素イオン濃度指数)5.6以下のものをいう。欧米では、湖沼や森林などの生態系に深刻な影響を与え、国境を越えた国際問題となっている。

●三ふっ化窒素(NF₃)

無色で臭気のある不燃性の安定な気体。半導体や液晶の製造等に使用される。京都議定書で規定された温室効果ガスには含まれなかったが、使用量が増加傾向にあることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正(平成27年4月1日施行)により、温室効果ガスの1つとして規定された。二酸化炭素の1万7千2百倍の非常に強力な温室効果をもつ。

●COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸化剤の量を酸素量に換算したもので、値が大きいほど水が汚れていることを表し、湖沼及び海域の有機汚濁の代表的指標として用いられている。

●循環型社会形成推進基本法:平成12年6月2日公布

資源の消費が抑制され、環境への負荷の少ない「循環型社会」の形成に向けた取組の基本的な枠組みとなる法律。廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等のうち有用なものを「環境資源」としてとらえ再使用、再生利用、熱回収

という循環的な利用を規定し、最後に適正処理を行う優先順位を初めて法定化した。また国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を規定し、事業者、国民の「排出者」責任の明確化、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」一般原則を確立した。

●傷病鳥獣保護ネットワークシステム

各(総合)振興局が保護収容した傷病鳥獣(ケガや病気などで弱っている野生の鳥獣)を、道内の各地域の指定動物診療施設、動物園等で治療、リハビリテーション等を行い、野生復帰を目指すネットワーク。ただしカラス等の有害捕獲対象鳥獣やアライグマ等の外来動物は対象としない。

●食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律:平成12年6月7日公布)

食品関連事業者「判断の基準」に従った再生利用等の実施を行い、食品循環資源の再生利用等の促進を図る法律。食品関連事業者等の食品循環資源の再生利用への取組を促進するため、「登録再生利用事業者制度」と「再生利用事業計画の認定制度」を設けている。

●GIS(地理情報システム)

電子地図をデータベースとして、地理的な位置情報や空間情報を、属性データ(例えば、動植物分布など)と合わせて統合的に処理、分析、表示するシステム。

●水域

河川における上流や下流など水面上の一定の区域。

●水系

同じ流域(降雨や降雪がその河川に流入する全地域)内にある本川(流量、長さ、流域の大きさなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川)、支川(本川に合流する河川)、派川(本川から分かれて流れる河川)およびこれらに関連する湖沼を総称して「水系」という。

●水源かん養

森林土壌が雨水を吸収・貯留し、地下水として少しずつ川に流し、洪水や濁水を防止する機能。

●3R

廃棄物等の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及びリサイクルのこと。リサイクルとは、再生利用(廃棄物等を原材料として再利用すること、マテリアルリサイクル)及び熱回収(廃棄物等から焼却に伴う熱エネルギーを回収すること、サーマルリサイクル)をいう。

●生活排水

人の生活に伴い公共用水域に排出される水であり、トイレから排出されるし尿を含んだ水と、台所や風呂場などから排出される生活雑排水をいう。

●生態系サービス

生物多様性によりもたらされる自然の恵み。基盤サービス(大気や水、栄養の循環)、供給サービス(食料や原材料等の生産)、文化的サービス(風土・文化・芸術の源泉、レクリエーション資源)、調整サービス(気候の安定、洪水の調整、土地の保全)に分類することができる。

●生物多様性

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう（生態系の多様性、種の多様性、種内（遺伝子）の多様性）。生物多様性は、全ての生物の「固有種」と「つながり」によって成り立っている。

●清流ルネサンス

国土交通省が、水質汚濁の著しい河川や湖沼の水質改善を目的として、河川事業や下水道事業を重点的に実施するため、地域協議会の設置や行動計画を策定し、10年をめどに地域の取組と一体となった総合的な水環境改善策を実施するもので、全国の選定地域で、水環境改善緊急行動計画（清流ルネサンス21、H5～H12）、第2期水環境改善緊急行動計画（清流ルネサンスⅡ、H13～）が策定されている。

●世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）

世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、昭和47（1972）年、フランス・パリで採択された条約で、ユネスコ（国連教育科学文化機関）内にある事務局のもとで、保護を図るべき遺産を登録し、保護していく活動を進めている。日本は平成4（1992）年に批准し、平成26（2014）年6月現在、締約国は191か国となっている。遺産には「文化遺産」、「自然遺産」及び文化遺産と自然遺産の両面を有する「複合遺産」の3つのカテゴリーがある。

●世界自然遺産

世界遺産条約により登録される遺産のカテゴリーの一つ。自然遺産は、世界的な見地から見て鑑賞上、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する特徴ある自然の地域、脅威にさらされている動植物種の生息地、自然の風景地等を対象としている。平成26（2014）年6月現在、197ヶ所が登録されている。日本国内では、平成5（1993）年に「屋久島」と「白神山地」、平成17（2005）年に「知床」、平成23（2011）年に「小笠原諸島」の計4ヶ所が登録されている。

●ゼロ・エミッション

ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用し、社会全体であらゆる廃棄物をゼロにすることを目指すという、国連大学が提唱している構想。

た

●ダイオキシン類

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質で、平成12年1月に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をあわせて、ダイオキシン類とし、発生源となる廃棄物焼却炉などからの排出が規制されている。

●多自然川づくり

国土の保全のために必要とされる治水上の安全性を確保しつつ、多様な河川の環境を保全したり、できるだけ改変しないようにし、また、改変する場合でも最低限の改変にとどめるとともに、良好な自然環境の復元を可能とする川づくり。

従来、「多自然型川づくり」と称していたが、この考え方は、すべての川づくりの基本であることから、モデル事業のような誤解を与える「型」から脱却するため取組の名称を変更した（国土交通省が設置した「多自然型川づくりレビュー委員会」の提言による（平成18年5月））。

●窒素酸化物（NOx）

物の燃焼に伴い、主に空気中の窒素が酸素と結合して発生する物質であり、工場などの固定発生源や自動車などの移動発生源による大気汚染の指標として用いられる。このうち、二酸化窒素は、呼吸器疾患の原因となるほか、光化学オキシダントの生成原因にもなる。

●低公害車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などをいう。

●底質

河川、湖沼、海洋などの水底を形成する表層土及びその上の堆積物を合わせたもので、外観等の違いで「底泥」、「ヘドロ」などと呼ばれることもある。

●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

平成17年（2005）年施行。侵略的な外来種として指定される「特定外来生物」の飼養等を規制するとともに、野生化した特定外来生物の防除を行う等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止することを目的とする。

●特定建設作業

騒音規制法第2条及び振動規制法第2条で定める、建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生させるもので、政令で定めるもの。くい打機を使用する作業などが該当する。

●特定施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及びダイオキシン類対策特別措置法等で定める法令の規制対象となる施設。

な

●二酸化炭素の回収・貯留（CCS）

CCSは、Carbon Dioxide Capture and Storageの略。大規模な二酸化炭素発生源から排出されるガス中の二酸化炭素を分離・回収し、それを地中深くに貯留・隔離することにより、大気中に二酸化炭素が放出されるのを抑制する技術。

は

●バイオガス

家畜ふん尿や生ごみ等に含まれる有機物からメタン発酵により発生するガスで、メタンガス、炭酸ガス、硫化水素、水素、窒素などで構成される。近年では化石燃料に替わるエネルギー源として、特に発電用燃料として利用されている。

●バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などが、未利用バイオマスとしては、農作物非食用部、林地残材がある。

主な活用方法としては、農業分野における飼肥料のほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵による燃料化など、エネルギー利用などもある。

●ハイドロフルオロカーボン（HFC）

水素、フッ素、炭素から構成される化合物で、オゾン層を破壊するクロロフルオロカーボン（CFC）やハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の規制に対応して、オゾン層を破壊しない代替物質として1991年ころから用いられている。京都議定書に規定された温室効果ガスの1つで二酸化炭素の数百から1万数千倍の非常に強力な温室効果をもつ。

●排出量取引

京都メカニズムのひとつ。温室効果ガスの排出削減・抑制の義務を負う国の間で排出枠の一部の移転（又は獲得）を認める制度。

●東アジア酸性雨モニタリングネットワーク

国境を越える問題である酸性雨問題の解決のために、東アジア13か国（日本を含む）が協力し、各国共通の手法で酸性雨のモニタリングを行い、情報交換等を実施する組織。2001年1月より本格稼働。

●BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の比較的分解されやすい有機物が、好気性の微生物によって、酸化分解される時に消費される酸素の量で、値が大きいほど水が汚れていることを表す河川の有機汚濁の指標として用いられる。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

有機化合物の一つ。不燃性で、熱に強く、絶縁性にすぐれ、化学的にも安定していて分解されにくく、動物の脂肪組織に蓄積されやすい。従来、熱媒体、絶縁油、塗料に使用されていたが、人に対し皮膚障害、肝臓障害を引き起こす毒性を持つことが判明したため、現在、国内で製造は禁止されている。

●PRTR制度（環境汚染物質排出移動登録制度）

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、その環境中への排出量及び廃棄物に含まれ事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、行政に報告を行い、

行政は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

●富栄養化

工場排水、生活排水、農業排水などに含まれる窒素、燐などの栄養塩類が湖沼や内湾などへ流れ込み、水中のプランクトンや水生植物が増殖、繁茂すること。

●ファシリティマネジメント

企業・団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動

●フミン質

植物などが微生物によって分解されるとき最終分解生成物で、直鎖炭化水素と多環芳香族化合物（分子量数千から1万程度）の難分解性高分子化合物である。土壌と同じ褐色のフミン酸やフルボ酸などがあり、腐食質ともいう。

●浮遊粒子状物質（SPM）

大気中の粒子状物質のうち、粒径10マイクロメートル以下のもの。人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患の増加を引き起こすおそれがあるため、環境基準が設定されている。

●分別基準適合物

市町村の分別収集計画に基づき分別収集されたもので、適切な保管施設（指定保管施設）に保管されているもの（ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装）。

●閉鎖性水域

湖沼や内湾など、地形等により水の交換が行われにくい水域をいう。汚濁物質の蓄積により水質汚濁が進みやすく、また、容易に回復できない特徴がある。

●防除実施計画

外来生物法に基づき「特定外来生物」の種ごとに作成し、国の確認・認定を受けることにより、野生化した個体の運搬が可能になるなど、計画的監視・駆除を行うための計画。

●北海道アライグマ対策基本方針

平成15（2003）年3月策定、平成18年（2006）4月改正。ペットとして導入されたアライグマが野生化し、道央部を中心に繁殖し、急速にその分布域を全道に拡大しており、生態系の攪乱等の影響が懸念されていることから、最終目標を「野外からの排除」とした対策の基本的方針を定めたもの。

●北海道ブルーリスト2010

平成16（2004）年3月に作成した北海道ブルーリスト2004を改訂して平成22（2010）年6月作成。本道における外来種の実態を把握し、対策の基礎資料とすることを目的とする。国内移動種を含む全860種について、導入の経緯、生態学的特性、分布状況、生態系等への影響がまとめられている。

●北海道レッドデータブック

北海道の野生動植物を対象として、絶滅のおそれのある種・亜種などを選定し、絶滅のおそれの度合い、分布や生

態などの現状を取りまとめたもの。

ま

●無害化処理認定制度

人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある産業廃棄物について、高度な技術を用いた無害化処理を行うことができる者として、環境大臣から認定を受けられる制度。平成21年に低濃度PCB廃棄物が対象として追加された。

●メトヘモグロビン血症

飲料水などに硝酸性窒素が含まれていると、その一部は消化器系内の微生物により還元され亜硝酸塩として吸収され、血液中のヘモグロビンと反応して酸素運搬能力のないメトヘモグロビンを生成する。この血中濃度が高くなると、体内の酸素供給が不十分となり酸欠状態になる（メトヘモグロビン血症）。硝酸性窒素の一部は生体内で還元菌によって亜硝酸塩に還元されることが知られ、この菌は酸性条件下では活動が抑制されるため、胃酸のpHが2～3である大人ではほとんど起こらない。しかし、乳児では胃酸の分泌が少ないため、亜硝酸塩が生成しやすい。乳幼児のメトヘモグロビン血症は、欧米において死亡例も含め多数報告されている。

や

●容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律：平成7年6月16日公布）

容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、市町村による分別収集を行い、事業者による再商品化等を促進する法律。ガラス製容器、PET容器、プラスチック製容器包装、飲料用紙パック及び段ボール以外の紙製容器包装の4品目の再商品化を特定業者に義務付けている。

ら

●ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）

昭和46（1971）年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された。この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的としている。また、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の賢明な利用（ワイズユース）を提唱している。昭和50（1975）年に条約を発効し、日本は昭和55（1980）年に締約国となった。

●リサイクルプラント

家電リサイクル法で規定する、製造業者等が再商品化等（リサイクル）を実施する場所。製造業者等によって、道内に3か所の処理拠点が設けられている（平成18年3月

現在）。

●林地未利用材

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

●類型指定

水質汚濁の生活環境項目および騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況、騒音に係る地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを、「類型あてはめ」または「類型指定」という。

●六ふっ化硫黄（SF₆）

無色、無臭、不燃性の安定な気体。絶縁性能が高く、ガス変圧器、ガス遮断器、ガス絶縁開閉装置などの電力機器の絶縁媒体などに用いられている。京都議定書に定められた温室効果ガスの1つで、二酸化炭素の2万2千8百倍の非常に強力な温室効果をもつ。

参考文献等一覧表

<参考文献等>

文献等名	著者・発行者	発行年度	概要	問い合わせ先		
				担当	内線	ホームページ
<法令・計画・方針など>						
北海道環境基本計画 [第2次計画]	北海道 環境生活部 環境局 環境政策課	H28	北海道環境基本条例に基づき、環境の保全・創造に関する長期的な目標や施策の基本方向などを明記した、道の環境政策推進における基本的な計画。	環境生活部環境局 環境政策課 環境企画グループ	24-215	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/nijikeika/ku.htm
北海道環境教育等行動計画	北海道 環境生活部 環境局 環境政策課	H26	「環境教育等による環境保全の取組に関する法律」第8条の規定に基づき、道において環境教育等を総合的・体系的に進めるため策定した計画。	環境生活部環境局 環境政策課 環境企画グループ	24-206	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kkkoudou/keikaku/gaiyou.htm
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	北海道規則	H6 (H18改定)	廃棄物処理法の運用に必要な手続等について定めた道の規則。	環境生活部環境局 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ	24-322	
北海道廃棄物処理計画 [第4次計画]	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課	H27	「北海道循環型社会形成推進基本計画」の廃棄物に係る個別計画として位置付けている「北海道廃棄物処理計画」の内容を記載。	環境生活部環境局 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ	24-312	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kikaku/syori-keikaku.htm
豊かな自然とよりよい環境 廃棄物処理法の概要 2015	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課	H27 (改訂)	これまで改正された内容を含めて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の概要について、産業廃棄物を中心に取りまとめたもの。	環境生活部環境局 循環型社会推進課 廃棄物管理グループ	24-322	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kaisetu/menu.htm
北海道循環型社会形成推進基本計画 [改訂版]	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課	H27	「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理」、「バイオマスの利活用の推進」及び「循環型社会ビジネスの振興」による循環型社会の形成を目的に策定した「北海道循環型社会形成推進基本計画」の内容を掲載。	環境生活部環境局 循環型社会推進課 循環調整グループ	24-312	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/kikaku/juankan-keikaku.htm
第4期エゾシカ保護管理計画	北海道 環境生活部 環境局 エゾシカ対策室	H24	エゾシカの増加に伴う農林業被害の増大が大きな社会問題となっている状況から、平成24年度に第11次北海道鳥獣保護事業計画に基づきエゾシカ保護管理計画(第4期)を策定した。その内容を掲載。	環境生活部環境局 エゾシカ対策課 捕獲対策グループ	24-359	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/est/ezosikahogokanrikeikaku.htm
北海道エゾシカ対策推進条例	北海道 環境生活部 環境局 エゾシカ対策課	H26	「北海道エゾシカ対策推進条例」の内容について、道民、狩猟者等の理解の推進を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部環境局 エゾシカ対策課 捕獲対策グループ	24-359	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/est/jyoureinituite.htm
北海道地球温暖化防止対策条例	北海道 環境生活部 環境局 低炭素社会推進室	H21	「北海道地球温暖化防止対策条例」の内容について、道民、事業者等の理解の推進を図るため、条例の基本的な内容について紹介。	環境生活部環境局 低炭素社会推進室	24-231	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/joureitop.htm
北海道地球温暖化対策推進計画	北海道 環境生活部 環境局 低炭素社会推進室	H22	地球温暖化対策について、総合的かつ計画的に推進するため策定した「北海道地球温暖化対策推進計画」の内容を紹介。	環境生活部環境局 低炭素社会推進室	24-232	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/ontaikeiakukaitei.htm

文献等名	著者・ 発行者	発行 年度	概 要	問い合わせ先		
				担 当	内線	ホームページ
＜情報提供・事例紹介など＞						
エコキッズ・ アクションプログラム集 1自然編 「北海道の自然に親しむプ ログラム」 2身近な生活環境編 「ごみ・水・空気のことを考 えるプログラム」 3地球環境・エコライフ編 「エネルギーや地球温暖化 を考えるプログラム」	北海道 環境生活部 環境室 環境政策課	H17 H18 H19	子どもたちが、家庭、学校、地域等の身近な場所で楽しみながら、自然や身近な環境について学べるよう、調査や実験・観察などの様々なプログラムを掲載。自然編、生活環境編、地球環境・エコライフ編の3分冊。	環境生活部環境局 環境政策課 環境企画グループ	24- 222	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/ecokids_actionprogram.htm
環境教育読本 みんなと地球の未来のために ～3R～	北海道 環境生活部 環境局 環境政策課	H24	物の生産・流通、消費、廃棄のあらゆる段階で発生する廃棄物の抑制(リデュース)、積極的な再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)など、環境負荷の低減を目指す「循環型社会」の構築に関連した、環境について学べる環境教育読本。	環境生活部環境局 環境政策課 環境企画グループ	24- 206	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/tokuhon/pe-ji.htm
環境教育プログラム集 地球のいろいろオモシロ循環 ナビ	北海道 環境生活部 環境局 環境政策課/ 北海道 教育庁 学校教育局 義務教育課	H25	子どもたちが楽しみながら環境への視点を育めるよう、地球上の循環を5つのテーマ「水、空気、生命、エネルギー、資源」に分け、実験や体験などのプログラムを具体的に紹介。	環境生活部環境局 環境政策課 環境企画グループ	24- 206	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kankyoprogram/pe-ji.htm
3Rハンドブック2015	北海道 環境生活部 環境局 循環型社会推進課	H27	道民、団体、事業者、市町村などがゴミの減量・リサイクルを取り組むための一助となることを目的に、さまざまな事例やリサイクルの実態、その他基礎的な情報を掲載。 (引用) 市町村における資源ゴミ回収状況	環境生活部環境局 循環型社会推進課 循環調整グループ	24- 320	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/top_page/3r.htm
再生可能エネルギーなどを活用した低炭素地域づくりハンドブック	北海道 環境生活部 環境局 低炭素社会推進室	H24	道内の地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入を通じて、資源等の域内循環や産業・雇用の創出、コミュニティの創出など、地域の活性化につなげる「低炭素地域づくり」を提案。	環境生活部環境局 低炭素社会推進室	24- 234	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/teitansohandbook.htm
エコ&セーフティドライブ はじめましょう!!	北海道 環境生活部 環境局 低炭素社会推進室	H27	ふんわりアクセルやアイドリング・ストップなど、エコドライブのコツについて紹介。	環境生活部環境局 低炭素社会推進室	24- 235	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/ecodrive.htm
北の大地から発進!! カーボン・アクション 道 産クレジットを活用した カーボン・オフセットのス スメ	北海道 環境生活部 環境局 低炭素社会推進室	H26	カーボン・オフセットの仕組みや、北海道で創出されたカーボン・クレジットを活用したオフセット事例について紹介。	環境生活部環境局 低炭素社会推進室	24- 233	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/carbonforum.htm
学校教育指導資料 「生きる力をはぐくむ 教育課程の創造」	北海道 教育委員会	H17	環境教育の一層の充実に資するよう、環境教育に関する校内研修を推進するに当たってのポイントや家庭、地域との連携の在り方等を掲載。	教育庁学校教育局 義務教育課 地域支援グループ	35- 768	
「生きる力」をはぐくむ 環境教育の充実	北海道 教育委員会	H20	環境教育の全体計画や各教科、総合的な学習の時間の実践事例等を掲載。	教育庁学校教育局 義務教育課 地域支援グループ	35- 768	

＜環境基準等＞

環境基準等名	担 当	問い合わせ先	
		内線	ホームページ（環境省・北海道）
大気汚染に係る環境基準	環境生活部環境局 環境政策課 環境保全グループ	24-261、263	http://www.env.go.jp/kijun/taiki.html
騒音に係る環境基準			http://www.env.go.jp/kijun/oto1-1.html
航空機騒音に係る環境基準			http://www.env.go.jp/kijun/oto2.html
水質汚濁に係る環境基準		24-271～274	http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html
地下水の水質汚濁に係る環境基準			http://www.env.go.jp/kijun/tika.html
土壌の汚染に係る環境基準			http://www.env.go.jp/kijun/dojou.html
ダイオキシン類による大気の汚染、 水質の汚濁及び土壌の汚染に係る 環境基準について		24-261、262	http://www.env.go.jp/kijun/dioxin.html
大気汚染に係る緊急時発令基準			http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/khz/contents/top_page/taiki-kinkyu.htm

北海道環境基本条例

(平成八年十月十四日条例第三十七号)

平成十一年十二月十七日条例第五十九号

(北海道環境基本条例等の一部を改正する条例第1条による改正)

平成二十一年三月三十一日条例第十五号

(北海道条例の整備に関する条例第二十七条による改正)

北海道環境基本条例をここに公布する

目次

前文

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持

及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針(第九条)

第二節 環境基本計画(第十条)

第三節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適

な環境の維持及び創造のための施策等

(第十一条—第二十九条)

第四節 地球環境保全のための施策(第三十条・

第三十一条)

附則

北海道は、さわやかな空気、清らかな水、広大な緑の大地、そこに息づく様々な野生生物など豊で優れた自然環境に恵まれた地域であり、この自然の恵みの下に、北国らしい生活を営み、個性ある文化を育んできた。

人類の存続基盤として欠くことのできない環境は、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つものであり、これまでのような大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けていくことは、私たちを取り巻く地域の環境のみならず地球全体の環境をも脅かすものであることが広く理解されてきた。

私たちは、健康で文化的な生活を営むため、良好で快適な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、良好で快適なものとして将来に引き継ぐ責務を有している。

このため、私たちは、環境への負荷が人の様々な活動から生じているということを心に留め、自らの行動を負荷の少ないものに変えていき、社会経済活動のあり方や生活様式を見直すことが求められており、自然とのかかわりの中で育まれてきたアイヌ民族の豊かな知恵や、現代に生きる私たちが見落としてきた先人たちの物を大切に使い回していくといった生活の知恵に学びながら、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない社会を築いていくことが必要である。

また、都市化の進展により身近な自然が減少する中で、自然とのふれあいや快適な環境づくりへの関心が高まってきており、失われた自然を回復し、北海道の風土にふさわ

しい、うるおい、やすらぎ、ゆとりなどの心の豊かさが感じられる快適な環境の積極的な創造に取り組むことが重要である。

このような考え方に立って、良好な環境を保全し、快適な環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型の社会をつくり上げるため、道民の総意として北海道環境基本条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、

基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに道民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、人類の存続基盤である限りある環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって確保されるよう、適切に推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を基本として、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に向けて、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることにかんがみ、地域での取組として進められるとともに、国際的な協力の下に推進されなければならない。

(道の責務)

第四条 道は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合調整を行うとともに、市町村が環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第五条 削除（平成一一年条例五九条）

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(道民の責務)

第七条 道民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、道民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章 良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の基本方針

第九条 道は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 一 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- 二 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- 三 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
- 四 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適正かつ有効な利用を推進すること。

第二節 環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 道が講ずる良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造のための施策等

(環境への配慮等)

第十一条 道は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、良好な環境の保全を図る見地から、環境への影響が低減されるよう十分配慮するものとする。

- 2 道は、道が行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の実施に当たって環境に配慮するための指針を定め、率先してこれに基づき実行するよう努めるものとする。
- 3 知事は、環境の保全上の支障を防止するために特に必要があるときは、事業者と良好な環境の保全等に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十二条 道は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る良好な環境の保全について適正に配慮することを効果的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

- 第十三条 道は、公害を防止するため、その原因となる物質の排出等に関する規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。
- 2 道は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、自然公園の区域内における行為の規制その他の必要な規制の措置を講じなければならない。
 - 3 前二項に定めるもののほか、道は、環境の保全上の支障を防止するため、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(助成の措置等)

第十四条 道は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者がその事業活動に係る環境への負荷の低減に資する施設の整備等を行うに当たっては、必要かつ適正な助成又は技術的な助言を行うよう努めるものとする。

(良好な環境の保全に関する施設の整備等)

- 第十五条 道は、緩衝地帯、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

- 第十六条 道は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、事業者及び道民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 道は、環境への負荷の低減を図るため、道の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄

物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用に努めるものとする。

(野生生物の保護管理)

第十七条 道は、野生生物の多様性を損なうことなく適正に保護管理するため、その生息環境の保全その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第十八条 道は、人と自然とが共生できる基盤としての緑豊かな環境を形成するため、森林及び緑地の保全、緑地の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第十九条 道は、河川、湖沼、湿原、海域等における良好な水環境の適正な保全に努めるとともに、健全な水循環及び安全な水の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(身近な緑や水辺との触れ合いづくり等)

第二十条 道は、北海道の風土にふさわしい快適な環境を維持し、及び創造するため、身近な緑や水辺との触れ合いづくり、自然と調和した良好な景観の形成、歴史的文化遺産の保存及び活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第二十一条 道は、事業者及び道民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習（以下「環境学習」という。）を総合的かつ体系的に推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十二条 道は、事業者、道民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な支援を行うものとする。

(情報の提供)

第二十三条 道は、第二十一条に規定する環境学習の推進及び前条に規定する民間団体等の自発的な活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第二十四条 道は、環境の状況の把握に関する調査並びに環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(試験研究体制の整備等)

第二十五条 道は、環境の保全及び創造に関する施策の策

定及び実施に資する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第二十六条 道は、事業者が、その事業活動を行うに当たり、その事業活動が環境に配慮したものとなるよう自主的な管理を行うことを促進するため、助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

(道民の意見の反映)

第二十七条 道は、環境の保全及び創造に関する施策に、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 知事は、道民の意見の反映等に資するため、環境保全推進委員を置くものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力等)

第二十八条 道は、環境の保全及び創造に関する施策について、国及び都府県と協力するとともに、市町村と緊密に連携して、その推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 道は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための行動の促進)

第三十条 道は、道、市町村、事業者及び道民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及に努めるとともに、これに基づくそれぞれの行動を促進するものとする。

(地球環境保全のための国際協力)

第三十一条 道は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と協力して、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、観測及び測定、開発途上にある海外の地域等への良好な環境の保全に関する技術等の提供等を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十七条第二項及び附則第二項（北海道公害防止条例第十六条の改正規定に限る。）の規定は、平成九年四月一日から施行する。

(北海道公害防止条例の一部改正)

2 北海道公害防止条例（昭和四十六年北海道条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道環境影響評価条例の一部改正)

3 北海道環境影響評価条例（昭和三十五年北海道条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(北海道自然環境等保全条例の一部改正)

4 北海道自然環境等保全条例（昭和四十八年北海道条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

5 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十一年十二月十七日条例第五十九号）

〔北海道環境基本条例等の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日条例第十五号抄）

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）